

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年9月14日 14時15分～15時50分
16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
秋本管理官補佐、小野安全審査官、

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

東海第二発電所 保保修室機械グループ マネージャー、他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1)東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改6) (令和4年9月2日提出資料)
- (2)東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改7)
- (3)東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁のですね、東海第2の施行人についてヒアリングを開始したいと思いますそれでは説明をお願いいたします。
0:00:12	はい。
0:00:13	元のコバヤシでございます。
0:00:15	まず、コメントリストをもとに、前回いただいたコメントの反映、
0:00:22	補足の4ですね、換気系改造工事の概要の資料の変更点をご説明をさせていただきます。
0:00:33	原電の川又です。コメントリストの方ですけれどもまずナンバー1と、あとナンバー2の方につきまして今回、
0:00:42	資料の方反映させていただいておりますまずコメントリストのナンバー1ですけれども、
0:00:49	6月23日会合時の見直し理由について前提ですねスロッシング対策で何パー調整での運用の見通しがついたこと等を記載することともう一つが、矢羽根の箇所についてですね、明確かつ丁寧に記載することということに関しまして、
0:01:04	資料の方ですけれども、
0:01:16	右下、538ページの方に、こちらの方を記載し、修正の方見直しております、
0:01:25	6月23日ちいの審査会合の見直し理由の欄ですけれども、こちらの方に、
0:01:32	見直し理由修正しまして使用済み燃料プールのスロッシング対策、ダクト閉止に伴う
0:01:38	建屋排気風量の減少分は既設ダンパの開度調整により、排気風量を確保できる見通しがえられた、このため、代表自由であった。
0:01:48	原子炉建屋附属棟の外壁の補強に係る事項を変更の理由とるように見直すこととしたという、
0:01:55	記載に見直しましてまたですね
0:02:03	修正の方をしております。またですね8月末時点の方に関しまして、すみませんこちらですね。
0:02:15	コメントリストの
0:02:18	11番になるんですけれども、
0:02:22	変更理由の見直しについて、経緯についてということで現状の記載では、影響を止めてB系を残すということだけしか見えず、追設するダクト

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	についても考慮した系統構成の変更ということを明確にすることということで、
0:02:35	こちらの方ですけれども同じ。
0:02:37	ページの、
0:02:41	変更の理由としまして原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターは、二次格納施設バウンダリ機能の信頼性向上のため原子炉棟換気元ダクト改造を含めた系統構成の変更に伴い、
0:02:54	当該放射線モニターを移設するという理由に見直しております。また見直し、こちらのですね見直し理由につきましても、原子炉建屋附属棟の外壁の補強に係る事項については、本工事以外の
0:03:05	範囲も含まれることから、本審査とは切り離し、別途審査いただくこととしたため、改めて変更の理由を見直すこととしたという記載に見直しております。
0:03:15	またですねコメントリストNo. 2 の下の矢羽根につきましても、原子炉建屋附属との、外壁補強範囲の見直しについては、本工事以外の範囲も含まれることから、
0:03:25	本審査と切り離し見直しが必要となる理由に基づき、特定重大事故等対象施設の設工認または第 4 回併入にてご説明することとするという記載に見直しております。
0:03:37	コメントリストのナンバーで 1、
0:03:40	2 と 11 については、以上になります。続きまして
0:03:45	コメントリストのナンバー 3 ですけれども運用を停止するダクトについて図中で明確に撤去と記載することということで、
0:03:53	こちらは、
0:03:57	まず、
0:03:59	右下の 545 ページになりますけれども、こちらの方、③のダクトのところですけれども、こちらを撤去箇所ということで、
0:04:09	今回色塗りを変更しております。
0:04:13	またですね、500、次の続く次のページにおきましても、③のダクトの記載を今回削除しております。
0:04:24	併せて続いて 547 ページにおきましても、もともと
0:04:30	運用停止と記載していた箇所を今回撤去箇所ということで、色を修正しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	コメントリストNo. 3については、以上となりまして、続きましてコメントリストNo. 4 になりまして、使用済み燃料プール周りのダクトの設置目的について確認することということで今回ですね、
0:04:50	右下、548 ページの方にですね今回
0:04:55	プール周りのダクトの目的を今回記載させていただいております。まずですね、左側が変更前になりまして、
0:05:05	プール、プール面の排気ダクトはプール水面上の水状況を拡散させないよう設置ということで今回、
0:05:12	記載させております。
0:05:14	変更後ですけれども、使用済み燃料プール等の排気ダクト閉止するが、これまでの運転経験から、プール水面上に水蒸気が発生していないこと、閉止するダクトからの排気をですね、
0:05:27	④の排気の代わりに全体の風量バランスを調整することから、閉止することは問題とならないという記載を、今回追記させていただいております。
0:05:42	続きまして
0:05:44	コメントリストのナンバー5 になりますけれどもこちら、
0:05:51	と、500、右下の 558 ページになりますけれども、
0:06:03	なお、以降のですね
0:06:06	記載の方、削除しなければいけないのかということに関しまして今回、設置許可の記載を削除しない方針としまして、備考の方、
0:06:17	備考欄の記載についてですね今回修正をしております。まず 558 ページの変更ですけれどもこちら削除と記載しておりましたが、
0:06:28	記載を生かすような形でそのまま残すような形となります。またですねもともとの
0:06:35	右側で(1)としていたところを、こちら燃料取替専用関係の設置目的、
0:06:40	として記載を残しているような形になります。
0:06:47	続きましてコメントリストのナンバー6 になります。
0:07:01	日本原電の高林でございます。コメントリスト 6 番についてご説明いたします。コメントの内容としましては、
0:07:11	対象のページは、
0:07:13	右下 500 通しの 549 ページになります。
0:07:19	ダンパを調整し、閉止したダクトの部分についても補うことで、風量変えずに運用することで、排気ダクトモニターの検出感度にも影響を与えないことを明確に記載することと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:30	ということで、図の方を見直しながら、説明を追加するという形で新規で
0:07:39	パワーポイントを追加させていただいております。
0:07:43	このページについて、ご説明いたします。まず、左上改造前についてということでモニターの機能のほうを記載してございます。
0:07:53	原子炉棟 6 階に設置する燃料取替床排気ダクトモニターは、燃料の落下等による当該エリアの異常を検知した際、遅滞なく原子炉棟換気系を停止し、
0:08:04	原子炉建屋が処理系を作動させる設計としているものでございます。続きまして 2 ポツ目、原子炉建屋原子炉棟の境界外側に設置する。
0:08:14	排気ダクトモニターは、原子炉棟全域の廃棄。すなわち、原子炉棟 6 階の②のダクト並びに原子炉棟 6 階のSFP遠回り及び、
0:08:26	原子炉棟各階からのダクトの廃棄。
0:08:29	について監視することにより、原子炉棟内での放射性物質の漏えい等を速やかに検知し、上記インターロックを作動させる設計としているという形で機能を、従来の機能を整理してございます。
0:08:42	それに対しまして、改造後の方を右側に記載してございます。
0:08:48	まず一つ目のポツ、こちらについては、原子炉棟 6 階に設置する、燃料取替床、排気ダクトモニターこちらについては、役割、牽制等は従来から変更ないものとなっております。ダクト間ダクトの改造とは直接、
0:09:03	関係しないということ、1 ポツ目に書いてございます。
0:09:07	二つ目のポツですけれども、原子炉建屋原子炉棟の境界外に設置する排気ダクトモニターについては、
0:09:14	原子炉棟 6 階のSFP等周りのダクトが閉止されることから、
0:09:18	原子炉棟各階からの放射性物質の漏えい等の検知性への影響がないよう設計等を行うと。
0:09:25	ことで具体的には、②のダクトに加え、④のダクトについても、原子炉棟 6 階からの排気を行えるよう、ダクトの追設を行うとともに、
0:09:35	図中にございます、VDとボリュームダンパーになりますが、そちらの開度調整を行うことにより、原子炉棟 6 階からの排気風量を、改造前。
0:09:47	ですね、改造前の②のダクト及びSFP泊からの排気風量そちらと同等とすると。
0:09:54	いうことを、
0:09:55	考えてございます。
0:09:57	三つ目のポツで以上この設計等により、原子炉棟全域の排気こちらを監視している排気ダクトモニターの役割、及び検知性の影響はないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	ということで考えてございます。
0:10:12	それ以上につきまして図中で
0:10:16	示してございまして、
0:10:18	そのダクトの追設箇所、
0:10:20	あとはモニターの位置が変わっているところ、そういったところを図で示してございます。
0:10:27	コメント6については、回答は以上となります。
0:10:36	現在の鎌田です。引き続きコメントリストのナンバー7になりますけれども、
0:10:42	隔離弁のAからBにバイパスするラインの設置目的について明確に記載することということでこちら、右下、545 ページ。
0:10:51	になりますけれども、
0:10:55	こちらの方にDAC等追設の目的を記載しております。
0:11:00	そのですね、右上のところですがけれども、
0:11:04	緑の矢印の部分に、
0:11:07	かけまして廃棄に影響運営を停止するため各回の廃棄を、BKより廃棄する必要があることから、ダクトを追設するという、こちら、一文を追加させていただきますいております。
0:11:21	コメントリストナンバー7については、以上となります。
0:11:25	またすいません。コメントリストのナンバー6の方なんですけれども、こちらのケース管理の影響を与えないことということで、
0:11:36	右下5-539ページの方になるんですけれども、
0:11:43	(2)の
0:11:45	3ポツ目を今回追記しておりまして原子炉建屋附属棟の排気ダクトモニターの建築については、排気ラインB系をA系のダクトと接続し、原子炉建屋原子炉棟6階の
0:11:56	スロッシング対策として閉止するダクトからの排気を、燃料取替専用関係の排気の代わりを、全体の風量バランスを調整することから、これら原子炉棟関係改造が排気ダクトモニターの源泉に影響を与えることはないということで、
0:12:10	先ほど高林が説明しました図4-5の方を、に飛ぶような形に、今回、追記を見直しております。
0:12:20	すみませんコメントNo.6の方は、ちょっと補足をさせていただきました。またコメントリストナンバー8ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:30	改造前後で変わらないことということで、こちら、先ほど高林が説明した549ページの方にまとめた内容となります。
0:12:43	続きましてコメントリストナンバー9ですけれども、改造前後のダクトの状態がわかるよう改造前後の図とすることということでこちら、
0:12:53	につきましては、
0:13:04	すいません、右下548ページの方ですけどこちら先ほど説明させていただいた6回目のダクトの方ですけれども変更前と変更後ということで今回、追記をさせていただいております。
0:13:18	コメントリストNo.9については、以上となります。
0:13:36	548ページの方ですけれども、角田区等に対しまして、
0:13:43	前の、546ページ545ページ等で定例番号の方をですね、
0:13:50	常用関係救急ダクトであれば①というような形で今回、付番をしております。またですね、③④ダクトについては、現在、元、現在運用していないということ。
0:14:03	というような形で記載をさせていただいております。
0:14:09	緑その方につきましては、説明は以上となります。
0:14:14	すいませんと現在のスズキ説、ナンバー7について若干ちよつと補足をさせていただきます。
0:14:20	ナンバー7のところでは回答のところではパワーポイントの9ページ、すなわち通し番号の545ページ。
0:14:29	のところで、先ほど川俣から、ダクトの追設のですね目的については545ページのところの吹き出しのところの四角のところに書かせていただきましたということでした。
0:14:39	ただここも確かに記載はしてるんですけども、もう1ヶ所より明確になってるかなというふうに思っているのが、通し番号549ページの
0:14:49	先ほど高橋からご説明させていただいたこの改造後のところですね、ここにポチポチとあるんですけどもポチの二つ目のところ、こちらの方に
0:15:01	いろいろと記載を書いております具体的にはってのは3行目からあるんですけども具体的には②のダクトに加えて④のダクトについても原子炉、原子炉棟6階からの排気を行えるよう、
0:15:13	ダクトの追設を行うため、行うとともに、この記載があります。これによって最終的には排気ダクトモニターの検知性とか、役割が変わらないようにしているといったところでこの辺についてもダクトの追設の目的を記載しているというふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:30	これナンバー7については天野さんからのご質問だったんですけども、545とか549で回答してるというつもりで記載しております。以上です。
0:15:49	はい、規制庁ですのでそれでは質疑に入りたいと思います。
0:15:58	規制庁の宮本です。確認、確認者の回答の内容は理解していますまず2ページ目のところの応答並行流については、当初工期が長くなる可能性があるとかっていう話がいろいろ心配事としてあったんですけどそれはもともと
0:16:16	建屋の補強のせひに問題が、主が主眼だっこの今回の工事っていうこのモニターの位置の変更に関してだけであればそれは
0:16:26	別の話なので、この記載はこういう記載にしたという認識でいいですかね。
0:16:32	はい。県の小橋です。その通りでございます。
0:16:35	はい。
0:16:36	それとあとちょっと④、
0:16:41	ナンバー4のところの回答のところでもっと確認です。
0:16:45	12ページかな。12ページで今書かれていて
0:16:50	燃料プールとか原子カドライセパレート周りのところの閉止っていうことでなってますんでこれはもともとプールが水満杯した時なりの除湿というか、
0:17:03	止水分を回収するためにもともとついていたと、いうことですので、
0:17:10	という目的でつけられていて、何らかの前回もあったと思うアゼツ話あったんですが使用済み燃料プールで、
0:17:20	使用済み燃料の落下とかで、事故が起こった場合に、ここで吸って何かをやるっていうものではなくて、それはエリアモニターで判断するものであってここは
0:17:32	空調区長城野様中除湿だけでつけられていた目的だったという認識でいいですかね。
0:17:39	元コバヤシですその認識で間違いございません。
0:17:43	わかりました。あとですね、
0:17:46	ナンバー5のところの確認だけです。
0:17:50	記載がほとんど、元が残ってるのであまり、特にコメントはないんですけど、
0:17:56	今回、なお書き残してもらったんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	これずっと一緒にやって燃料交換作業予備班 1 台起動させて原子炉運転中は換気風量増大行動ができるってことで、これあれですかね今 2 系統あったやつが 1 系統になったんだけど、
0:18:12	二つのファンを 2 台運転することを意図してるってことでいいんでしょうかね。
0:18:20	保険税のカワマタです。その認識で問題ありません。
0:18:24	それは、特にそこがダクトの容量から考えても 2 台運転所得に問題ない、ないんですかね。
0:18:32	現在カワマタです。はい。その認識で問題ありません。
0:18:36	はい。
0:18:37	わかりました。
0:18:40	私は以上です。
0:18:48	規制庁の方に瀬戸 4 番のコメントで 12 ページに追加してもらったんですけど、ちょっと中身っていうかわかりやすさんの話なのかなと思うんですけど。
0:19:00	このソーシング対策により閉止するっていうのは許可時からずっと続いてる議論だと思うんですけど、
0:19:08	ここの内容でこの資料中に何か入れ込めないですかね何か。
0:19:14	多分許可の説明書をかいつまんで、何か後ろに参考としてつけるか何か、資料中に入れるんでもいいんですけどちょっとこの概要だけでも何か中で説明していただいた方がわかりやすいかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:19:27	元コバヤシです。スロッシング対策で閉止するダクト閉止する理由。
0:19:34	を記載をする、わかりやすい記載を追加するという、
0:19:39	これそうですね許可の時に何か図とかもいろいろあったと思いますしちょっとわかりやすさの観点だけなんですけれどもちょっと追加した方がいいかなと思う。わかりました。では資料、参考。
0:19:51	として添付することにいたします。
0:19:55	で、規制庁カタギリでもう 1 点これも多分わかりやすさぎなんですけど、17 ページの図で、
0:20:02	左側に原子炉棟 6 階っていうのと、原子炉建屋全域ってあってこれ建屋全域 2、この原子炉棟 6 階も含まれるんですよっていうことで、
0:20:16	ちょっとそれがわかるようにただ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:19	何か括弧含むみたいなどこでもわかるようにしていただけるとなんか全く別の領域のようになんか見えるのでちょっとそこも何か記載を工夫いただけないでしょうか。
0:20:34	日本原電の高林です。はい。承知いたしました等わかりやすさを、
0:20:42	のためちょっと見直しをしたいと思います。規制庁カタギリインダよろしくをお願いします。
0:21:08	すいません。規制、規制庁の浜野ですけどちょっと私から何点かちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:21:15	まずう、コメントナンバー4番で、12ページ。
0:21:23	ですけど、これは枠囲いで、
0:21:28	設置目的、
0:21:31	を記載していただいたということであれば、
0:21:34	ちょっと
0:21:37	何て言うんすか。
0:21:39	読みやすさの観点からなんですけど、例えば左上は、
0:21:44	水状況加来さん。
0:21:46	させないことを目的として設置っていう、そういう趣旨だと思うんですけど。
0:21:53	そういうことであればそういう記載をしていただいた方がわかりやすいかなと思いますがいかがでしょうか。現に小橋承知いたしました。記載見直します。
0:22:03	はい。それって
0:22:07	これ確認ですけどここで記載してるこの緑、
0:22:12	つまり、
0:22:14	あれですかプールとかウエルとか。
0:22:16	DSピットの緑が、
0:22:20	この前の10ページに、
0:22:22	の
0:22:24	衛藤。
0:22:25	バッテンに相当するところという対応関係でよろしいですか。
0:22:34	小橋です。その認識で間違いございません。
0:22:37	わかりました。
0:22:41	要は、
0:22:45	あと次に6番の間、
0:22:48	形なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:51	13 ページですか。
0:22:55	で、これは 8 番の加古モニターの役割分担。
0:23:02	に対するコメント回答も含まれるということなんですけど。
0:23:09	改造前の一つ目のポツは、燃料取替床排気ダクトモニターということなので、
0:23:22	この 17 ページ。
0:23:25	ていうところの、
0:23:29	この日、
0:23:31	青い破線のところですかね。
0:23:34	の、ABCDのモニターのこと。
0:23:39	ですと、
0:23:40	2、2 ポツ目の、
0:23:43	排気ダクトモニター。
0:23:46	これが 17 ページで言うところの、
0:23:50	緑枠の排気ダクトモニター検出器、
0:23:54	ですと、
0:23:55	それぞれ 17 ページで言うと、左下に※1 コミュニティってありますけど、
0:24:02	衛藤。
0:24:04	それぞれに対応するものと、まずそういう、
0:24:08	用語の定義というか、理解でよろしいでしょうか。現在コバヤシその認識で間違いございません。
0:24:16	わかりましたそうしますと、
0:24:23	で、
0:24:26	※の 1 の方の、
0:24:28	燃料取替床併記だけとモニターは、
0:24:33	さっきの平面図でいうと、
0:24:36	12 ページの、
0:24:39	赤い、
0:24:41	④ですかね、④、
0:24:45	に対応すると、そういうことでよろしいでしょうか。
0:24:50	はい。
0:24:51	県コバヤシです。今おっしゃられたのは、ポイント右下 12 ページの、
0:24:57	この図が二つある図面のうちの、
0:25:01	左側の上にある④、
0:25:04	赤の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:05	ところ。
0:25:07	これが、
0:25:08	17 ページでいう※1 かというご質問かと、そういう認識で、そういうこと聞かれたということですよ。
0:25:16	そうですそうです。12 ページの、
0:25:20	左側の④は、これは楽等を表しておりますので、検出器モニターを表しているわけではございません。
0:25:32	そういう観点でいきますと17 ページの、
0:25:35	※1 のこれ譴責四つございますが、その下に原子炉棟 6 階っていう点線で囲われた、
0:25:44	ここがまだ 9 棟を
0:25:47	指すというふうに思います考えますので、
0:25:50	この場所が、12 ページでいうと、赤の④に該当すると。
0:25:57	そういう、
0:26:03	例年のスズキです。12 ページの赤いところは、今小林が言った通り、ダクトを表していて検出器の位置はあらわしていません。検出器につきましては、確かにこの赤いダクト付近に設置はされてるんですけども、監視そのものは、このオペフローの
0:26:21	プール周りとかにおける燃料集合体の落下時の異常なんかを検知するものなので、ダクトそのものを測っているものではありません。その趣旨のことが、先ほど 17 ページのところの、
0:26:32	※1 のところですね、※1 のところは当該エリアのって言うのは、オペフロ周りのエリアのことをちょっと指してるつもりでして、ダクトの周りってというような認識で書いてなくてですね。
0:26:45	そういった趣旨で、こちらの図の図、青い点線のところについては、原子炉棟の 6 階のところを測ってるっていう趣旨で
0:26:53	6 階の上のところの四つのモニターをつけてるというふうに、
0:26:56	そういった絵にしております。
0:26:59	以上です。
0:27:03	規制庁の天田です。まさにちょっと今の関係のところを確認したかったんですけど、つまり 17 ページの※1、ワー、
0:27:14	これダクトの、
0:27:16	ダクトの中を測っているっていうことではなくて、単にオペフローのところに、ダクト付近にある。
0:27:27	検出器、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:28	燃料集合体だ。
0:27:30	梶野放射線を検出してっていうそ、そういうことで、
0:27:37	まずそういうことでよろしいですよ。
0:27:39	はい、原電の鈴木ですおっしゃる通りです。
0:27:41	この 13 ページの、
0:27:45	例えば改造前で書かれてる一つ目のぽII
0:27:49	もうこれこれも、
0:27:51	17 ページの※の 1 と同じように書かれて、
0:27:55	いるんですけど
0:27:58	この 17 ページの 1 ポツに書かれているのは、
0:28:03	これはあれですか。江藤。どれのことを説明いただいているっていうことなんでしたっけ。17 ページ。
0:28:10	の、
0:28:11	※1 ですか。
0:28:13	13 ページの一つ目のポツのところに出てくる燃料取替床排気ダクトモニターはっていう、
0:28:22	はい。原電の鈴木です。
0:28:24	排気ダクトモニターはやはり 6 階オペフローのエリア、
0:28:28	のは、測定ということで、これはまさに 17 ページで言うところの青い点線で囲ってるこの四つのモニターを指しています。
0:28:49	あ、わかりました。
0:29:03	そうですね。
0:29:22	すいません発電所です。設置場所の話だったら 20 ページ見た方が一番わかりやすいのかなと思うんですけどいかがでしょうか。
0:29:36	いや、規制庁から車両買いで撮影所さんありがとうございます。
0:29:44	わかりました燃料取替床排気ダクトモニターってのは、排気ダクトと名前がついてるんでちょっと紛らわしいところがあるんですけどあくまで、
0:29:54	燃料取替床のモニター
0:29:58	のような、この 20 ページのような、
0:30:01	目的ですと、
0:30:03	とそそういうこ等ですね、現在続けておっしゃる通りです。
0:30:11	よくありましたんで、
0:30:14	いや、確か役割分担。
0:30:18	て言ってたのはですねこの 17 ページっていうところの、
0:30:26	ちょっと今紛らわしいといった青い枠の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	モニターではなくて、
0:30:33	その下ですね、ちょっとこれ、図ももしかしたら紛らわしいかもしれませんが、
0:30:40	原子炉
0:30:41	棟 6 階、
0:30:43	から伸びるこのダクトですね。
0:30:45	と、その下の原子炉建屋、全域、前回でいうとカセと下層階のLOCA時云々というふうに言ってたところですけど、
0:30:57	そ、その辺りの
0:30:59	役割分担の話をちょっと議論してた記憶があるんですけども。
0:31:06	それで、13 ページのこの負一つ目のポツはわかりました通り、二つ目のポツの、
0:31:13	この排気ダクトモニターはと言ってるのは、
0:31:21	あれですかね、
0:31:24	②の、
0:31:26	②のダクト。
0:31:29	と、
0:31:29	並びに 6 回のSFピット遠回り。
0:31:34	及び現象と格闘からのダクトから排気っていうことで、
0:31:43	むしろや役割分担として
0:31:47	その他のダクトの
0:31:49	方の、ちょっと役割分担をもう一度確認させていただきたいんですけども、当初の改造前について、
0:32:02	原電の鈴木です。ちょっと今の江藤漠との役割分担とおっしゃる趣旨になってるかちょっとわからないんですけども、
0:32:12	こちらの左の方の絵の排気ダクトモニターのところ、どこのダクトからそこに繋がってるのかと言いますと、この 6 階のオペフロの②番のところですからオペフロから引っ張るラインと、
0:32:25	あとはプール周りですね、プール周りからたくさん矢印が出てるところ、このプール周りこれ②と含めて、こちら、両方ともオペフロ 6 階からの排気です。それに加えて、
0:32:36	各階のところに矢印がそこに入ってきてますけども、各階各フロアのところから引っ張ってきてると。ですからどこかで現象等の中のどこかの会でFPが出てきたならば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:50	それを、それを1本のダクトに束ねて、排気ダクトも高い廃棄ダクトモニターのところへ導いてあげて、そこでFPを検知してあげると。
0:32:59	そういった役割を持ってるということを文章中で書かせていただきました。
0:33:06	わかりました。それが13ページのオレンジの線でいうと、
0:33:13	改造前のこの②、
0:33:16	マル2ですかね、②、
0:33:20	と、
0:33:22	各会から、
0:33:25	合流して、
0:33:28	この隔離米のところへモニターをしておいて検出すると、そういう、
0:33:35	そういうことにしていたということ。
0:33:38	を説明されたと思うんですけど。
0:33:40	それが17ページで言う、
0:33:44	と。
0:33:46	改造前なので、
0:33:49	あれですか。
0:33:52	原子炉建屋全域。
0:33:54	から伸びるダクト。
0:33:58	ですと、
0:34:00	ということですかね。現在のスズキですすいませんこちらの原子炉建屋全域って書いてあるけれども、実態は、全域ってこの表現は厳密じゃないよねっていう話があったかと思えます先ほど、
0:34:14	これ原子炉棟の六価井のところと、これがまさにオペフロと呼んでいるところでオペフロのところと、原子炉建屋の全域ってありますけどもこれ各階ってということで、多分6階を除くというような趣旨におそらくなるかと思うんですけど、それをこの緑のところへ束ねてあげて、
0:34:30	設備改造後についてははかる形に、設備改造工事についてはそうなると、ということですがこれってちょっと厳密ラインになってないんですけども、設備改造前については、
0:34:44	まさにこの原子炉建屋の全域のところですね緑のラインがないような状態で、実際オペフロからも引っ張って検出ができたような状態でしたので、検出設備改造前についてはこの全域っていうのは、確かに全域ほんとは6回も含めて全域。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:59	設備改造後については、この全域と言ってるのは、ロッカー除くオペフロというような趣旨になってしまってちょっとこの絵についてはですね厳密じゃないので、もうちょっと表現は、考えたいと思います。
0:35:11	正しくは実際には 13 ページの方で設備改造の前と後で、役割は変わらないように、楽との追設等を行ってますよということをこちらの方でちょっと説明してるつもりでした。
0:35:31	すいませんミヤモトですけど 12 ページ見てもらって、これ簡単に説明すればいい話なんだけど、
0:35:38	左側と右側の違いがあって、
0:35:41	左側の緑側のところ、緑緑とかブルーね、②のところの下現状だよ。
0:35:48	元で、実は 9 現状は④、
0:35:53	この上の赤いのは使ってないんだよ。
0:35:56	これは 1 キロ吸気量 0 なんて排気量が、
0:35:59	今現状は原子炉建屋全体って言ってるのは、ここのSFP周りのプールとかそういうところも含んでるし、この右の上にもちょっと緑があると思うんだけど、
0:36:10	これはオペフロから吸ってるやつで、これを含めて全域で見てたんだけど、要は、
0:36:16	改造後になると、この使用済み燃料プールの周りのやつが全部なくなるんだけど、今度その今まで小舎制をしてなかったこの④の排気ダクトを生かすので、
0:36:27	緑のところはまだ残ってるんだけど、それにプラスアルファしてこの年使用済み燃料プール周りの部分の、
0:36:34	排気量をこの新しく今まで使ってなかったら、赤いところで唱和するので、変わりませんっていう説明ですよ多分ね。
0:36:42	なので全域が税金から全員は変わらないんだよ。
0:36:48	そうだよね。
0:36:52	そこはおっしゃる通りそうなんですけれども、先ほどの 17 ページのところについては、全域と言いながら全員、設備改造後については電気じゃないよねっていう趣旨のコメントがなされたと思っていて、この原子炉棟の 6 階、原子炉と野呂
0:37:08	鵜飼と原子炉建屋の全域を束ねて、設備改造後については検知をしますと。
0:37:14	うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:15	この辺の話で、じゃあ改造前このダクト接続の緑のラインがない時の、じゃあこの原子炉建屋の全域って書いてあるところは、本当に全域なのかそれともロッカーを含まずなのかっていうとやっぱり全域なんですよなっていうちょっと、
0:37:28	はい。その辺のちょっと話をしたのでちょっとややこしくなっちゃったんですけど、厳密に説明してるのはちょっとこれ 17 ページは厳密な絵ではないので、13 ページの絵とか今宮本さんおっしゃられた 12 ページの絵の方でしっかりと説明するという事で役割分担については、12 ページ 13 ページベースでちょっと説明したいと思ってます。
0:37:48	はい。規制庁野間です。何となく今のやりとりで、
0:37:52	理解も進んだんですけど、そうすると、
0:38:03	まず、
0:38:06	そうすると、そうするとあれですねこれ 17 ページの、
0:38:11	はい。
0:38:12	改造前として見た場合に、あれですかね原子炉棟 6 階って書いてあるところから、
0:38:21	こう引っ張ってくる。
0:38:25	ところが、
0:38:27	これはだから言ってみればあれですか。
0:38:34	環境改善のためだけしか機能としては期待してないのでモニターを積んでませんでした。
0:38:41	だと。
0:38:43	いう。
0:38:44	つまり 13 ページでいう④のところ、
0:38:48	だと。
0:38:49	そういうことですよね。
0:38:55	N スズキです。ちょっと 17 ページの絵が現状な
0:38:59	厳密じゃないので、13 ページの④と、17 ページの、この原子炉棟の 6 階ってのは一対一かっていうとちょっと厳密には、そうではなくて、はい。13 ページの言うところのこの原子炉棟 6 階と言っているのは、
0:39:15	13 ページの
0:39:17	左側の方の絵の④も②もSFP周りもちょっと全部含めるような、6 階は全部そこで表してるような主旨で書いてました。ただこの 6 階ってのは、
0:39:28	ダクトルームエリアを表して、17 ページは書いてたつもりなので、
0:39:33	何て言うんすかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:35	はい。そのエリアを、
0:39:38	燃料床の排気ダクトモニターで測ってますよっていう趣旨でちょっとすいませんこちらは書いてました。ダクト接続はすいません厳密じゃないです。そののですね 17 ページのそうなんですよ。エリアのモニターという意味で、原子炉棟 6 階と書いてある。
0:39:53	というのはそう見えるんですけど、その先が、破線から右側に実線が
0:40:00	隔離弁の方に向かっての伸びていて、
0:40:03	てっていうところが、
0:40:05	ここがちょっと、
0:40:07	若干わかりにくいといえますか。
0:40:12	当初の目的が何で、
0:40:15	変更後は何ですかっていうことをちょっと確認したかったっていうことなんですけれども。
0:40:25	原電の高林でございます。ご説明の補足になるかどうかと思うんですけども、この 17 ページの方で、原子炉棟 6 階から出ているこの実線。
0:40:36	これ実際委託等を図示しておりますが、こちらのダクトは、13 ページで、沖言いますと、④のダクト、こちらを示してございます。
0:40:50	原子炉建屋全域というこちらが、②というところ、はい、6 階、プール周り及び原子炉と各階からといったところを示してございまして、それぞれの
0:41:04	従来は建屋全域、そちらを見るということで、今回撤去ということで書いております。排気ラインの側のところに繋がっていたと。
0:41:15	で、このA側を撤去いたしますので、B側のみを排気ラインとして使いますので、ここをダクト接続というところになりますので、その実際に建屋全域として、管理すべきところは、排気ラインB系のみとなりますので、
0:41:31	こういった図になるということになってございます。いかがでしょうか。はい。規制庁の天野です。今の点は理解してます。上側が④で、下側が②とで、
0:41:44	その通りの記載になっているのかっていうことでこの 13 ページの二つ目の、
0:41:50	ポツなんですけど、
0:41:53	ここではエリアモニターの話はしてなくて、排気ダクトモニターはっていうことなので、
0:42:01	他、今の②④が関係してくると思うんですけど、
0:42:06	すなわち、原子炉棟 6 階の②のダクト、
0:42:12	これは 13 ページで言うと、あれですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:15	エレベーション 46.5 名、50 の上野丸井の辺り。
0:42:20	の吸い込みをさして、
0:42:24	その通りでございます。並びに原子炉棟 6 階の
0:42:28	SFピット遠回り。
0:42:30	ていうのがあれですか。衛藤。
0:42:33	メールとかDSピットとか、
0:42:35	の、
0:42:37	はい。その通りでございます。はい。
0:42:41	で、及び原子炉棟各階からのダクトというのは、建屋か、下層階の
0:42:47	ところからの吸い込みを表しているということでしょ。はい。その通り でございます。
0:42:55	わかりました。④については特に触れていなくて、
0:43:00	それは別途別目的として、
0:43:03	菅環境改善のためのダクトであるということが整理されているとそ変更 前はそういうことですかね。
0:43:13	はい。そのように認識してございます。わかりました。改造後の
0:43:21	燃料取替床排気ダクトモニターつまりエリアモニターは役割は変わりま せんと。
0:43:27	で、二つ目のポツの、
0:43:33	排気ダクトモニターについてはっていうので、
0:43:38	②と④の改造の話が出てきて、
0:43:43	で、原子炉棟 6 階のSFP都丸楽と平時っていうのは、
0:43:48	あれですね、DSピットとかウエルの×の話を言っていて、
0:43:53	そこが閉止されるので、
0:43:56	検知性への影響ないよう設計等を行うと、具体的にはということで、
0:44:06	④のダクトについて、
0:44:08	6 階からの排気を行えるよう、
0:44:15	上の方の緑ですね、のダクトを追設すると。
0:44:20	というのと、その上の、ちょっとこのずっと文章がわかりにくいんですけ ど、
0:44:26	二つのあれですか②の、
0:44:29	VDボリュームランパート、④のボリュームダンパの開度調整を行うと。
0:44:36	いうことで、
0:44:39	原子炉棟 6 階からの排気風量を、
0:44:43	改造前と同等とすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:48	ということ等、
0:44:50	ご説明されているということですか。
0:44:53	はい。日本原電の高林でございますその通りでございます。
0:45:17	すいません。現年スズキですけども、多分 17 ページとか 13 ページとかの対応がちょっとなかなか一対一で取りづらいといったところが、今のやりとりかなと思ってまして。ちょっと私のすいません先ほどの説明も、
0:45:30	厳正ないようなところがあったのでちょっと改めて整理させていただくと。
0:45:33	17 ページのところの、左側ですね、
0:45:38	原子炉棟の 6 階から延びているダクト、これは 13 ページで、
0:45:44	言うところの、
0:45:45	④、
0:45:47	が該当するっていうのを、この図上を明記をすると例えば 17 ページで明記する、原子炉建屋の全域って書いてあるところは、どこのダクトとかを含んでますかっていうと、
0:45:59	13 ページで言うところの、②のダクトでこれオペフロから引っ張ってるんですけど②のダクトは、この原子炉建屋の全域からのダクトになりますし、あとはSFP周りのところ、
0:46:12	ここのところもそれは言ってますし、あと佐野さらに下層階のところも入ってますので、
0:46:17	それら、要するに④以外のところからの雰囲気引っ張ってるところがこの全域のところですよっていうのがわかるようにすると。
0:46:24	それらを束ねる緑のところを追設することで、④のところからも引っ張れるようになりますと、そんなようなことがですね
0:46:33	ちょっとわかるような形で、この 17 ページのところ、注書きか何かを追記することで、13 ページとかとのリンクも取りやすくなるのかなと思ってますけどもいかがでしょうか。
0:46:43	はい。改めて
0:46:46	読み合わせというか理解の観点で、
0:46:49	衛藤。
0:46:50	修正していただければいいんですけど、その時にちょっと誤解のないように、例えばですけど、
0:46:56	変更前の二つ目のポツで、
0:47:00	3 行目ですか。
0:47:02	2 行目から三行見にかけて並びに原子炉と 6 階のSFピット周り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:10	ちょっと飛んで、鍵とじについて開始することによりという、
0:47:15	何となく6階のSFピット周りの
0:47:19	放射線検出も、
0:47:22	ここで役割を与えているかのように、
0:47:26	ちょっと読めるんですけど。
0:47:30	それはそういうことではないってということで、現在のスズキですあえてこ こって、わざわざかぎ括弧をちょっと私の方で入れさせていただいて、原 子炉と全域の廃棄と、まずかぎ括弧で閉じてここ行った後ですなわちと いうことで、
0:47:46	またその現象と全域の廃棄のところを同じことを別の言葉でかぎ括弧の 中で言い直している。
0:47:53	すなわちかぎ括弧で減少と6階の②、あと原子炉棟の6階のSFPと回 り、
0:48:01	及び、
0:48:02	原子炉棟各階からのダクトからののは、要するに下層階のところ、
0:48:06	そういうふうに言い直していて、括弧と括弧で、二つの括弧ありますけど も、両方とも同じことを別の言葉で言い直してるっていう、そういう文章 になってます。ですからSAP泊だけを指してるものではないです。
0:48:22	そう。そうすると、
0:48:24	ごめんなさい、そうすると一改造前はやはり、何て言うんすか。環境、
0:48:32	主目的は
0:48:35	どこでしたっけ。
0:48:38	12ページにあるように
0:48:42	プール水面上の水蒸気を拡散させないことを目的として、かもしれない んですけど、
0:48:49	衛藤。
0:48:50	改造前の状態としては、原子炉棟6階のSFピット周りについても、
0:48:56	事実上監視をする、設計となってましたっていう説明にも読めるんです けど、それはして、
0:49:06	されるものではないってそういう説明ですか。はい。おっしゃる通りで、 別にSFP周りから引っ張ってあるっていうだけであって6階のオペフロ から引っ張ってるラインの一つだっていうことで、書いています。その通 りであります。認識は間違っていないです。
0:49:24	そうすると、
0:49:28	そうすると素行が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:31	閉止することによって、
0:49:34	変更後でも問題ないっていうのは、
0:49:38	どっかで書かれてるん。
0:49:41	のかというと、
0:49:44	現在スズキですけども、オペフロからの排気ラインの一つとしてSFP周りが使われてましたと。ですから 13 ページの改造後のところの二つ目のポチのところ、
0:49:56	排気ダクトモニターについては後、SFP等周りのダクトが閉止されるのと。
0:50:03	各階からの放射性物の漏えいの検知性に影響がないように設計をします。具体的にはのところで書いてあるつもりでして、②のダクトに加えて④のダクトで、
0:50:14	6 階オペフロからの排気が行えるようにするんですとそのため、ダクト追設をするんです。ですから、SFP等周りのところのダクト閉じる代わりに、④を活用して廃棄できるようになっていうのをこちらの方で書いてるつもりです。
0:50:30	今のご説明だとそうするとあれですかね改造前の原子炉建屋 6 階のSFピット周りの監視については、改造後の、この④を
0:50:43	バイパスラインを設けて、検出、
0:50:47	の方に持っていくことで同等性というか、
0:50:52	そこを確保しているっていう説明に聞こえたんですけどそう、そういう認識でよろしいんですか。はい。ざっくり言うとそういうことです。細かく言うとさらにこのスイセ文書が続いてまして 13 ページのところ、
0:51:03	追設を行うとともにっていうボリュームダンパの開度調整なので微妙にももちろん回答調整なんかをするので、綺麗にSAP泊のやつと④のやつが完全に
0:51:15	風量が一致するかというそうじゃないと思うんですけども、6 階 6 階オペフロからの風量が一致するように、改造前前後で一致するようにしますっていうことを言っています。わかりました。ちょっとウェルとかDSピットは検出に直接関係なくて、オペフロあくまでエリアモニターで、
0:51:32	というようなご説明、今まで聞こえてましたけど、
0:51:37	それに加えて、
0:51:39	うん。
0:51:40	そこに加えて、
0:51:42	そこに加えて、宇田区等の廃棄についても、SFピット周りについても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:50	その監視の機能があったんで、そこが変わらないように、④からくるところを、バイパスラインを設けるという設計に変更しますと、そういう、
0:52:03	ことで、
0:52:04	よろしいですね元のスズキですちょっとすいません。改めまして言いますと、6回オペフロからの雰囲気についても引っ張ってその雰囲気に放射性物質が本当に含まれてないかってのを検知今までしていましたと。
0:52:17	で引っ張る。その手段の一つとしてルートの一つとしてSafetyまりがありましたと。レセP周りについては閉じてしまうので、オペフロから引っ張る風量が変わらないように、④についても使えるようにして、
0:52:30	ダンパーで調整して、オペフロからの排気風量を変えないようにしますと、そういうことになります。
0:52:37	わかりました。ちなみにここ、改造後は、そのへ、この設計変更によりってというような趣旨で書いてありますけどこれはあくまであれですか。
0:52:47	手続きは不要だというのは確認されてるんでしょうか。
0:52:54	元コバヤシです。手続きはsec加工にともなふ不要だというふうに考えております。はい、わかりました。
0:53:05	東郷。
0:53:15	ちょっとお待ちください。
0:53:22	あ、はい、わかりました私から以上です。
0:53:28	宮元ですが17ページの、もう修正案だけを事業者でよく検討してもらえばいいと思うんだけど、もう先に言っとくと、
0:53:39	※1のところの青い点線を、例えば原子炉棟6階にしちゃえばいい話であって、
0:53:46	配管の先は、あくまでも今まではSFPと建屋の吸込口だったのが、今度は燃料床取りかえの排気塔それになるという、
0:53:58	要はその
0:54:00	要は吸込口が変わるだけっていうところの表現を入れて、例えばその下の原子炉全域じゃなくてこれは、今までは原子炉電気だったんだけど、
0:54:10	配管がバイパスでつなぐので、そうするとここで言って以前言っていた原子炉と全域は、6階を除くになるんだよね多分ね。
0:54:20	そうだよね。
0:54:21	以前は丸々ちょっとね。
0:54:25	ここもう、
0:54:28	面倒くさいのもう言っとくと、要は、
0:54:32	以前は9ページでいくと、②と④、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:37	4 は使っていないんだけど②から吸ってるので前は原子炉ずっと全域だったんだよね。
0:54:42	だけど、要は 2 ををバイパスして日本につなげるから、そうすると今まで競ってたラインに原子炉建屋 6 階が入ってこなくなるから、そうすると原子炉全域じゃなくてロッカーを除くってところがそこに入って、
0:54:57	6 階だけ上の配管から数ってということに変わりますよと。ただし吸込口が変わるだけであって、全体は変わりませんよってところがあるので、そこをうまく書き上げてもらえればそれでいいかなと思います。よろしくをお願いします。
0:55:11	現年スズキで承知しました。
0:55:20	はい規制庁のでそれでは続きをお願いします。
0:55:27	峰小橋です。では続いて、設置許可基準規則の適合性の、前回のスズキのご説明をさせていただいております。資料は、前回から変更はしてございません。
0:55:38	相田コメントは次回反映したいと思っておりますまずすべてを説明させていただいて、その上で反映をしたいと考えております。
0:55:55	原電の川俣です資料の方ですけども、
0:56:04	条文がたくさんございますので、まず説明したい条文をピックアップして、そこについてご説明をさせていただきます。
0:56:18	ではすみません、まず第 12 条の方ですけども、安全施設の方になりまして、
0:56:26	通し番号右下 651 ページ。
0:56:38	表になります。
0:56:48	すいません、12 条の方ですけども、こちらにつきまして、
0:56:54	既許可の設備改造時ということで、それぞれ書いてありまして、
0:56:59	既許可に対して今回、設備改造に関しましては、以前ご説明した内容となりますので、
0:57:07	改造のやつはちょっと割愛させていただきまして
0:57:10	改造によるですね安全機能の重要度に変更はなく、安全機能も維持されることと、
0:57:20	電源等が機能喪失した場合においてもですね、弁自体フェイルクローズする設計と外部電源が利用できない場合においても、機能できるよう、多重性または多様性及び独立性を確保する設計について変更がないようにしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:35	またですね環境条件及び試験検査に係る要求事項についても、三田設計に変更ありません。
0:57:43	またですね後、
0:57:45	安全施設の併用または、
0:57:48	相互接続の設計についても変更は、
0:57:53	ありませんので、12条について今回影響がないと、
0:57:59	としております。
0:58:03	12条の説明に関しては以上となります。
0:58:11	すみません、続きまして20、
0:58:13	四条になりまして、
0:58:21	右下654になります。こちらにつきましても、
0:58:26	既許可設備改造時ということで、
0:58:32	許可の設計に対しまして改造後においてもですね関係、
0:58:37	改造及びモニター移設を行う。
0:58:39	行いまして、既許可の安全保護回路の構成に
0:58:44	変更はなくですね、隔離弁の自動閉鎖、原子炉建屋ガス処理系の自動化、起動させる設計に変更ありません。またですね安全保護回路の改造に関しましては、
0:58:54	安全保護回路に求められる、多重性及び独立性単一故障発生時の機能喪失防止、フェイルセーフ設計不正アクセス行為等による、
0:59:04	被害防止に係る設計方針に関しましても変更はないため20条についても、影響はないとさせていただきます。
0:59:17	すみません。続きまして32条になりまして、原子炉格納施設の方になりまして、
0:59:24	右下、
0:59:26	6号、656ページになります。
0:59:31	こちらに関しましては、
0:59:36	1項から6項と8項は、今回該当しないということで
0:59:43	確認、適用対象外としております。7項のほうになりますけれども、
0:59:52	7項においてモニター検出器を今回設置しますが、安全法系として信号発信する設計に変更はなく、信号により作動した原子炉建屋ガス処理系で、
1:00:03	二次格納施設を負圧さ、負圧を保つ設計に変更がないということから、こちら30日についても影響がないと。
1:00:12	というような形で今度まとめております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:26	減コバヤシございます。こちらでまず説明すべきと考えて駐車場分は以上でございます、あとは、特に影響ないかなと思って、
1:00:39	ます。
1:00:41	ちょっと間雑駁な説明でございますが、
1:00:46	一つ説明するのもどうかと思ひまして、
1:00:53	はい、規制庁のそれでは質疑に入りたいと思います。何かございますでしょうか。
1:01:03	規制庁宮です特にコメント等はありませんで、基本的には以前、うちの方からコメントで積協会の影響がないのかあるのかってところの、回答として今回これを作っていたら、
1:01:17	結果的にはありませんよと。で、
1:01:20	あるというか確認しなきゃいけなかったのは 65 の基本的には
1:01:27	竜巻防護対策のところの対象が変わりますよと。
1:01:31	いうところ、多分工認に行くと、今から説明される溢水防護区画の位置が変わりますよと。ただそれについては設置許可で別にそこまでの店舗なり何なりで防護区画という
1:01:43	伊勢報告がついてるんだけど、それ明確に区域を設定区域っていうか防護区画を設定してるのは、
1:01:50	要はその工認側で、明確になってい要望です。と記載されてるので許可への影響という面ではないという認識でいいですかね。
1:02:02	元コバヤシです。はい。その認識で間違いございません。
1:02:07	はい、わかりました私の方、特にありません。
1:02:16	規制庁の天田ですこれ 24 条とか 32 条ですかね前回、
1:02:22	確かこの設備改造時の記載、ご説明いただいたときに、すでにコメントさせていただいてると思うんですけど、
1:02:30	ここでの条文適合の趣旨はあくまで、
1:02:34	常用の換気系の検知をした上で、隔離をしてSGTSの起動と、そういう、
1:02:40	ことが目的として書かれていて、そこは変わらないということだと思っんですけど、その記載の中に、追設するダクトによりとか、
1:02:49	ややちょっといろんな編成を経て、として見た場合にちょっと記載が、
1:02:56	足りないので充実しますというような話があったと思いますので、そこは改めて現状の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	内容に合うように、適正化していただければと思いますがそういう認識でよろしいですかね。その認識で、前回いただいたコメントの反映は、この後させていただきたいと考えております。わかりました。以上です。
1:03:25	原電の高林です。この後はですね、これまでのダクト改造について概要をご説明させていただいておりました。で、それにプラスして今回モニター改造の概要ということで補足 5、
1:03:38	本日、お持ちしております。
1:03:42	一緒に今回補足 4 と補足 5 を提出させていただいておまして、
1:03:50	何、何ページ。
1:03:55	この後、はい。
1:03:58	そちらをこの後ご説明させていただいて、その上で、補足 1Eの方に入れたら良いかなと考えてございます。
1:04:08	よろしいでしょうか。
1:04:42	はい。ええ。
1:04:44	当初、1200。
1:05:05	はい。では、日本原燃の高林でございます。補足 5、原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター改造工事の概要についてということでご説明差し上げたいと思います。
1:05:20	エミ技師、横で見まして右下のページ番号でご説明いたします。1 ページ目が表紙になってございます。2 ページ目、概要ということで、
1:05:30	今回の原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター改造に伴い、実用発電実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則、
1:05:41	対象の条文、対象と考えてございます。条文をここに記載してございます。五条 11 条。
1:05:47	12 条、十四条、15 条、35 条及び 47 条。
1:05:52	並びに、
1:05:54	技術基準規則の解釈に基づき、原子炉建屋関係学と放射線モニターの施設に関する技術基準の適用条文を示します。なお、適用条文の整理については補足 1 に示してございます。
1:06:08	はい。続いて 3 ページに移ります。こちらから実際の今回の改造工事の内容のご説明になってございます。
1:06:16	3 ページの方ですね、こちら、配置図を、を設けまして、今回のモニター移設に関わる工事の内容をお示してございます。
1:06:30	黒枠の中になってますけれども 3 種類の絵が入ってございまして、一番左側、こちらがこれまで従前ご説明の通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:41	排気隔離弁、室、こちらはCS-3-2と、こちらの水の防護区画の番号を示してございます。こちらのエリアから、排気隔離弁B室、
1:06:52	CS3-3、こちらの方に移設するということになってございます。
1:07:00	中央の絵になりますけれども排気隔離弁B室の拡大になってございまして、
1:07:08	緑、緑色の、少し灯火の線のところここが排気ライン、bの方、ダクトのを、もう
1:07:19	示しております、そのダクトを挟むようにですね、検出器の検出器が設置されていると、こういった形で設置をします。
1:07:29	変更しますということを示してございます。
1:07:33	そして右側の
1:07:36	図でですね、AA矢視図ということで、排気隔離弁B室から原子炉建屋側の方に見た。
1:07:45	断面図の方を大矢静として
1:07:48	設けております、高さ関係がわかるように示してございます。
1:07:54	この排気隔離弁B室ですが、
1:07:57	この
1:07:59	CS原子炉建屋附属棟の屋上面になっております。その高さが示してございまして、
1:08:09	その上にですね、赤い数字、
1:08:12	も大瀬設けておりますこちら下に注記を書いておりますけれども、
1:08:18	当該溢水防護区画内における、溢水防護対象設備である原子炉棟換気系、排気隔離弁の最下端。
1:08:26	こちらを目安にこの区画の
1:08:28	溢水防護上の配慮が必要な高さというものを設定しているというところを示してございます。
1:08:36	の下にですね、今回の移設後の変更点ということで、まず、溢水防護区画、
1:08:45	の番号、先ほど申しました通り、CS-3-2よりCS-3-3の方に移るということになります。それに伴いまして、設置床高さ、
1:08:58	EL22メートル、また溢水防護上配慮が必要な高さ、こちらの高さについては、変更はないということになってございます。
1:09:08	続いて4ページに行きたいと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	こちらですね、原子炉棟換気系、排気隔離弁室内の機器配置図ということでお示してございます。当先に3ページでご説明している内容とほぼ同等の内容となっております。
1:09:27	右側黒枠の中になりますけれども、CS3のCS-3、-2、この下にRW-5と括弧つきでつけております。
1:09:40	こちら、枠内に注記、注記というかですね説明書きをしておりますが、
1:09:46	上段に、雨水防護上の区画番号、下段、RW-5というところですけどもこちらは火災区域の番号、
1:09:55	こちら設定しておりますのでそこも補足で記載してございます。今回の放射線モニター移設によって、この区画区域の設定自体に変更はないということをご記載してございます。
1:10:10	そして右側のAAの雑誌図Bの矢視図ということで、
1:10:17	図を載せておりますが、こちらはフロア高さ、
1:10:22	及びアトワスそうですねダクトを隔離弁自体の高さが実際こういった高さですよということで、設置床の高さは22メートルこちら両方とも変わらず、
1:10:34	BBともに22メートルでダクト隔離弁の配置についても、こちら、20EL26メートルということで記載してございますが、こちら中心、ダクト及び隔離弁中心部の高さということで、
1:10:48	お示してございます。こちら両系とも配置高さ変わらないものとなっております。
1:10:57	続いて5ページに移ります。
1:11:02	こちらでは、原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター設置床高さの記載誤りについてということで、申し訳ありません。岸通の
1:11:14	処理にですね、不適切な箇所がございましたので、そちらについてお示してございます。
1:11:21	こちら、既工事計画より抜粋したものとなっております。
1:11:27	一つはですね、要目表、
1:11:30	右上、左上の要目表、こちらが放射線管理施設、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの要目表になってございます。
1:11:40	こちら、中央に誤りとを記載してございますが、原子炉を、
1:11:45	建屋、その設置位置ですね、EL23メートルということで、これまで、この前に12メートルということで、ご説明差し上げておりましたが、
1:11:56	この23メートルという記載が誤ってございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:00	で、もう一つ、要目表ございまして、こちらは計測制御系統施設側、原子炉建屋放射能高ということで
1:12:09	掲載しておるものでございますけれども、こちらは
1:12:14	原子炉建屋放射能高の要素ということで、こちらをモニター検出器の位置を、ここ設置取り付け箇所ということで書いておりましてこちらには 22メートルと書いてあって、
1:12:26	ちょっとそこがありましたというところでございます。
1:12:32	今回、そちらにつきましては適正化をするということで
1:12:38	お示しいたしますと、もう一つですね、右上に添付書類、
1:12:43	5-1-1-8-2 ということで、防護設備、防護すべき設備の設定より抜粋ということで、こちらの溢水関係の資料になりますけれども防護設備の
1:12:54	高さということで、こちらについては、正しく 22メートルということで記載してございます。
1:13:03	下にですね、上記はいずれも原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターを示しているが、放射線管理施設の要目表について、設置床高さの記載を誤っておりました。
1:13:16	なお、耐震計算書についても、EL23メートルと同様の記載がありますが、評価に影響はございません。
1:13:24	というのは、評価上の基準床高さに包絡されるためということで、この 23メートルよりも高い位置での床応答も用いまして評価してございますので、
1:13:36	直接的な影響はないということをごここに記載してございます。
1:13:42	続いて 6 ページ。
1:13:45	なります。
1:13:47	こちら、原子炉建屋換気系ダクトモニター、こちらの配置の方を記載してございまして、その先に申しました 22メートルというところの妥当性、正当性と、
1:13:58	いうところを示し示す資料として添付してございます。で、こちらの図面ですけれども、原電の管理図面、第 1 種図面ということで、
1:14:09	基本図面集より抜粋したものとなっております。
1:14:14	で、この
1:14:16	排気隔離弁室が設置されております。フロア、
1:14:20	原子炉建屋附属棟の屋上面になりますけれども、こちら、EL22 ということで記載されている、こちらが正しい値ということに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:29	なっております。
1:14:32	続いて7ページ。
1:14:35	こちらも同様な歩数御説明補足の資料となりますが、こちら建屋の断面図、立面図になってございまして、
1:14:44	各々CS3-2、3-3、こちらが並んで、に現れているものでございまして、ルーフということで天井面の高さ、こちらEL22ということで、
1:14:57	1種図面にて書かれているというところで、ここが精緻であるということでございます。
1:15:07	続いて8ページになります。
1:15:10	こちら、先ほど少々触れましたが、原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニターの耐震性についての計算書ということで対象のページを抜粋してございます。
1:15:23	そうですね。先ほど申しました記載の誤りということで、こちらについて能勢据えつけ場所を床面高さということで、
1:15:33	EL23メートルと記載してございましたが、正しくはEL22メートルということになります。で、先ほど、評価上問題ないと、等がですね、括弧書きにしたになっているところでございまして、
1:15:48	EL29メートルと、ここが*の1ということで、基準床レベルを示すということになってございます。
1:15:57	耐震評価上の基準床レベル、こちらは
1:16:00	こちらの高さに包絡されるということで評価自体には影響はないと。
1:16:05	いうことを記載してございます。
1:16:08	そして今回耐震性については、既出の計算書と変更はないということ
1:16:16	文章で記載してございます。
1:16:19	今回の放射線モニターの改造では、当該放射線モニター検出器のほか、計器スターションも、既設設備を取り外し、継続使用する計画でございます。
1:16:31	また、移設先での設置高さ並びに取り付け方法も、既設同様であるため、既工事計画にて説明済みの耐震A評価に変更は生じないと。
1:16:41	いうことで記載してございます。
1:16:46	はい。続きまして9ページ。
1:16:50	になります。
1:16:52	こちらは、原子炉建屋が処理系作動ん作動の安全保護回路と、
1:16:59	いうことで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:01	記載してございまして、
1:17:02	こちらについても、従来の設計から、今回は、検出器の移設のみでございまして、こちらの安全保護回路といったところには
1:17:12	変更は全くございませんが、これまでの設計ということで
1:17:19	こちらに記載してございます。
1:17:23	続いて 10 ページになりますが、
1:17:26	こちら、これまでの説明でいろいろ使用している図でございまして、
1:17:31	こちらの系統概要にも変更はないということでございます。
1:17:36	右上二重枠で囲ってございまして、中央制御室側のモニター等、計装品は工事対象外となっております。また、計測範囲並びに警報設定値等においても、変更はございません。
1:17:54	はい。簡単でございまして、以上でご説明とさせていただきます。
1:18:00	はい、規制庁のです。何か質問ありますか。
1:18:09	通す、3 ページから確認です。これは現行CS-3-2 っていう互角アサノさんになると、多区画の変更だけで床高さとかSE防護に入る必要な高さは変わりませんよっていうことを言われてますね。
1:18:25	はい。
1:18:27	で、その上、ちょっと 5 ページの方の、
1:18:30	記載の適正化なんだけど、
1:18:33	まず、
1:18:35	まずですね。
1:18:36	これ 5 ページのところちょっと、これ、一部だから私も全部理解してないと申し上げたこの 23 が本来 22 って書くべきところが 23 だったっていうところの間違いですよ多分ね。はい。その通りでございまして。これは当然我々の方に示す場合は、
1:18:51	他の添付資料なり何なりのエビデンスを用いて、後に、いろいろあると思うんだけど
1:18:57	実際の購入で使った資料も含めた、
1:19:00	ものではないと、今ここで示されてる公認で付けられてる図面じゃないような気もするので、小他の公認鎮目。
1:19:10	公認資料の中で明確にその部分で、明らかな間違いが判断できる資料は用意してもらった方がいいかなと思っています。大丈夫すかね。
1:19:21	はい、わかりました等確認いたして準備するようにいたします。それでこれ、下のところで、CS-3-2 がこれ 3-3 に変わるということでもいいんですけどこの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:33	空港番号って今、黄色に囲んでるところもアサノに囲んでるです。すいません。当該ページはですね、既工事計画、
1:19:44	大変失礼しました。そうですね小チラー。
1:19:48	はい。確認、そうですねここ記載が適正ではなかったです。はい。
1:19:54	そうです。ほんで隣もシーシーエスさんの2だけどこれ3-3んだよね。多分ね、違うちょっとすあの現場を見ないと我々わかんないんだけど。そうですね。
1:20:04	こちら右の添付書類については、現行の図書からの抜粋ということで、こちら、この後変更になるというところですけども、この左側の業務費の要目表ですね。
1:20:16	この左側と下とこちらの今回の変更のところから抜粋してございますので、
1:20:24	わかりました。これ既工事計画からの抜粋だから、すでに認可、間違っなくて近畿認可のときに出したってことは既認可の変更前の時点で、
1:20:35	これ1いつから間違ってたのかなってちょっと今思っちゃった。ですねここは金菅野を資料として、この取り付け箇所というところがですね、今回の新規制の中で、新たに示す。
1:20:49	必要になった項目になってございまして、
1:20:53	既工認、2018年10月その時点で初めて記載されたものになってございまして、変更前のところにはその溢水の観点のものは、
1:21:05	考えもございませんでしたので、ここがバーになっていて、変更後ということで、その溢水に関する要素が変更されたというところで、その元のデータとして数字を、
1:21:19	単純単純にというか、ちょっと言い方今語弊がありますが誤ってしまったというところすいません。失礼いたしました。ちょっと今の話をもう消して確認すると、
1:21:31	これは既工認なので当然変更のところで下水区画とかそういうのが振られてるのは私も理解していてエレベーション20名、4メートル以上とかこの部分は新しくなってますよって言って、
1:21:44	ちょっと気になったのこの変更前のところで間違ってるので、そうするとこの前の工認のときにもすでに、
1:21:51	この記載で残ってたのかあったのかという、どちらでしょうか。はい。日本原燃の高林です。その点について従来のその以前の工認に記載があった。
1:22:02	何かあったものを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:05	用意してですねご説明するようにしたいと思います。
1:22:09	ということまで極端には大体間違ってきた、押さないと考えてごさいます。
1:22:15	わかりました。もうちょっとだから、ちょっと言い方今後の資料で見ると、いや要は、
1:22:21	前回、荒谷加来土岐新居、たまたまこれだけ間違っただけというよりはこれは以前の変更前の時点の資料が、そもそも間違っただけで言い方言うのか。
1:22:34	まあちょっと間違っただけ言い方は言い過ぎかもしれないけどあの記載ミスがあったものが、ずっと続いた、ずっとってじゃなくて、1回か2回続いた話なのかその辺は、
1:22:44	過去のそのエビデンスを通してそういう意味での確認はちょっと必要になってくるのかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:22:53	元コバヤシです。
1:22:56	ここの、
1:22:57	設置床、
1:22:59	の記載が、
1:23:00	要は建設工認からあったのかどうか、SA工認の時の前の段階の建設工認であったのかどうか、それを示して、
1:23:09	セイコーに追加に当たる追加だし、検査工認からあったんだしたら、その記載をお示しすればいいと思うので、そこで、待ちいつ間違えたのか明確になると思うんでそういう準備をすればいいと思う。
1:23:21	と思います他のやつでも何か
1:23:25	今までは間違っていなかったのにこの前回の衛星購入のときに、写し間違えたとかって話聞いたことがあるので、そういう意味でのミスなのかだけちょっと教えてもらえればいいのかと思います。
1:23:38	はい。
1:23:39	明日、
1:23:43	あとちょっと私、対象あんまり詳しくないんで申し訳ない8ページのところで、
1:23:51	これエレベーションは23と(29)で床面高さがエレベーション自体と、
1:23:57	縁ホールforカル楽される高さでリティこの崩落って意味は、数字が高いから、
1:24:06	評価が、要は、高いほうが保守的になる、保守的になる。そういう意味で、ここ書いてるところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:13	はい。そのご理解で結構でございます。
1:24:16	そういう意味であればそういうふうに書いていただかないと包絡される意図がちょっとよくわからないので、お願いします。
1:24:23	はい。全然タカバヤシで承知しました。
1:24:25	この辺もちょっと少し内容よく確認させてもらえればなと思います。はい。
1:24:34	はい。私は以上です。
1:24:46	規制庁の片寄衛藤これもちょっと記載だけなんですけど6ページ目と7ページ目って、ちょっと前のページにも当該ページにも何も説明もなくいきなり図が出てくるのでエビデンスとしてつけてるんだと思うんですけど、
1:25:00	ちょっとそれがわかるようにしていただけたらと思います。
1:25:03	はい。原電タカバヤシで承知いたしました。
1:25:19	規制庁の天田です。さっき片桐からし、設工認申請の添付書類の整理を、
1:25:28	よく確認してくださいって話あったんですけど、
1:25:32	ちょっと資料全体の構成がわかってないんですけど、
1:25:37	さっきは、
1:25:40	補足の4シリーズで今回は補足5として放射線モニター改造工事の概要と、
1:25:47	されていて、
1:25:49	この2ページに技術基準上の条文が書かれてるので、
1:25:55	特に今回、
1:25:58	変更認可申請なので、
1:26:00	今回の変更が当初の既認可の工事計画に対して、
1:26:07	どういう関係があって、
1:26:09	的他条文への適合性に影響がないということを、説明していただくことになると思うんですけども、
1:26:18	その観点から整理をしていただく必要があると、そういう趣旨だと思っております。
1:26:24	その上でこの補足5っていうのは、
1:26:27	ちょっとこれよく2ページのこの概要とか、後は割と図しか書いてなくて条文が、
1:26:36	それぞれ右上に書いてあって、
1:26:38	これ何を整理されてるのかっていうのは、ちょっとよく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:42	わかかわからないんですけども。
1:26:45	それぞれの関連条文への適合性について説明してるのか、ちょっと資料全体の構成にもよると思いますけど、
1:26:58	どういう位置付けの資料なんですか、原電の小橋でございます。今日の説明資料の表紙といいますか、
1:27:06	資料、右肩資料 2 と書いてあって、
1:27:11	補足説明資料を変え 7 の表 c の上はですね、
1:27:16	ここに補足の番号を表で示させていただいてます。
1:27:24	当初は、補足 1 から補足の 4。
1:27:27	3 月に出させていただきましたモニターの移設ということで、
1:27:33	まず概要を説明する資料として補足の 4 にはご説明したものを準備しました。
1:27:39	あとは、基準適合性等の資料を 1 から 23 という形で、条文整理等、あと補足説明等を準備してお出したというものです。
1:27:50	今までの審査の中で、戸田区等の方の議論があったということでそれについて補足の 5 ということで、追加をして今までこれをずっと御説明を続けていたというところなので、
1:28:02	まずは、補足の 4、
1:28:04	いえ、
1:28:06	すみません、間違えましたね補足の後ですね補足の 5 がモニターの関係の概要で補足の 4 が今までのダクト改造の説明資料でした。
1:28:17	モニターの改造の概要をまずご説明させていただいた上で、
1:28:23	基準適合性はどうかっていうのを、補足の 1、
1:28:27	等を使って、順次ご説明をさせていただければと思って、説明しました。
1:28:32	規制庁の天田です。わかりましたあくまで補足 5 は、あれですよ、放射線モニター改造工事の概要。
1:28:41	を示していて、関連条文なり添付書類の整理は補足 1 と補足にてやるということだと思うんですけど、ちょっとその 2、2 ページの下、書き出しとか、
1:28:54	関連条文というのは、
1:28:56	ちょっと少し後、
1:28:58	ちょっと中ミイを伴うのかなという感じがしたので、ちょっと確認させていただきました。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:06	この後の元コバヤシですこの後のご説明なんですが技術基準適用性で、審査、確認いただく条文が幾つかピックアップされさせていただきます。
1:29:17	そのの該当する条文を、今の
1:29:19	ところの補足の 5 の右肩のところに、わかりやすく記載しているというものですので、基準適合性の方をまた確認いただいて、
1:29:28	整合してるかっていう観点でも見ていただければと思っております。
1:29:35	はい、わかりました。さっき許可の方では格納原子炉格納施設とか出てきたので、改めて、もしこちらの概要の方にも条文を書かれるのであれば、
1:29:46	最終的に関連する条文を書くなり、こちら概要の資料でまとめ直すなり、ちょっと
1:29:54	整合を図っていただければと思います以上です。
1:29:58	はい。小橋承知しました。
1:30:08	はい、規制庁のでそれでは次お願い。次の説明をお願いいたします。
1:30:19	ここですね補足の原電の高林です。補足の一井から補足の 3 今回補足の 1 を本日ご説明させていただこうと思っています。補足、一井の提出は、
1:30:34	初回の申請の時点の時、3 月 1 日のものになります。それ以降は
1:30:42	提出はしてございませんので、はい、どうぞ。その資料をもとに、
1:30:52	はい、規制庁のオノですそれでは一旦休憩して再開は 10 分後の 4 時ぐらいからでお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、それではヒアリングを再開したいと思います。説明をお願いします。
0:00:07	はい。日本原電の高林でございます。それでは、原子炉算定建屋換気系ダクト放射線モニター改造工事に係ります、補足。
0:00:18	補足 1 ということで、設計及び工事計画認可へ、工事計画変更認可申請における適用条文等の整理ということでご説明差し上げます。
0:00:31	あと、
0:00:32	ページは、
0:00:37	ペイジーの付番の方ですけれども、ただいまの表紙の方が、右下 2 ページということでよろしいでしょうか。
0:00:44	はい。
0:00:46	では、3 ページ移りまして
0:00:50	タイトルでございます。1 ポツ概要ということで、
0:00:55	基本的に本資料ですけれども、第 1 回のへん人の申請、RHRの配管の改造、その時の資料をもとに、それを参考に、同じ形で仕立てたものになってございます。
0:01:11	基本ベースは、そのようになってございます。
0:01:14	ということでですね、今回、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの一部について設置場所を変更するため、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うと。
0:01:26	ということで 2 ポツ、適用条文の整理結果ということで、
0:01:33	原子炉建屋関係ダクト放射線モニターの適用、
0:01:38	利用条文ということでこちら、下表及び補足 5 並びに添付書類に示す通りということで申請対象として、今回、施設、
0:01:48	そして登録が二つございます。計測制御系統施設のうち、
0:01:54	7、7、工学的安全施設等の起動信号、7 ポツ 3、原子炉建屋が集計、常設の原子炉建屋放射能高、
0:02:03	と、もう一つが、放射線管理施設になりまして、放射線管理用計測装置、プロセスモニタリング設備、
0:02:11	うちの原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターということになってございます。
0:02:17	で、次のページより、
0:02:20	要否の判断ということで、技術基準規則に対してそのよう確認要否の判断をしてございますが、判例ということで丸三角×

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	という区分けで
0:02:34	示してございます。こちらの判例についても、先ほど申しました通り、RH Rの配管の変更、そのときのものを踏襲して、度同様の記載としてございます。
0:02:48	4 ページの方に移ります。
0:02:50	まず、(1)両括弧 1 ということで、継続線形等施設。
0:02:56	こちらにおけるC、A分類仕分けの方を行ってございます。
0:03:00	今回の申請対象は、重大事故等対処施設以下、括弧SAという、SAではないための基準適合を要求する条文である。
0:03:13	第 49 条から第 78 条には該当しないということでその以前のですね、デービーに関するところで適用条文の整理を行っている。
0:03:24	ということでございます。
0:03:29	設計基準対象施設ということで
0:03:33	条項ごとに、順番にお示ししてございます。
0:03:40	4 条、はバス等ですね、この中で一つずつご説明を差し上げたいとございます。表思います。
0:03:50	で、0 となる適用条文であり今回の申請で適合性を確認する必要がある条文ということで、第 12 条、こちら 6 ページになりますけれども、
0:04:03	そちらを一つ挙げてございます。
0:04:07	0 とした理由としてですね、今回の放射線モニターの改造では、
0:04:13	原子炉建屋関係ダクト放射線モニター検出器の配置を異なる溢水防護区画に変更することから、既工事計画で確認された溢水防護対象設備の
0:04:25	選定、溢水元溢水量
0:04:28	溢水防護区画、
0:04:29	及びイスイ経路の設定。
0:04:32	水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計、その他の溢水防護設計に影響がないこと、また適合していること、こちらを
0:04:43	を確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し、審査対象条文とするということで示してございます。で、
0:04:53	この判断に至った御説明として、添付書類 6 というものを用意してございます。
0:05:01	右下で 298 ページになります。
0:05:23	よろしいでしょうか。
0:05:24	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:25	こちらですね、各対象条文ごとに、
0:05:31	記載をした添付になってございます。で、こちら 298 ページから、第 12 条、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止と、
0:05:41	ということで、こちらに関して基準適合性の確認の資料としてございます。
0:05:48	1 ポツで基準適合性の確認範囲ということで
0:05:53	①、イスイ防護対象設備の選定についてと。
0:05:57	ということで、
0:06:00	ポツ、既工事計画においては、原子炉の高温停止、低温停止を達成しこれを維持するために必要な設備、放射性物質の閉じ込め機能を維持するために、
0:06:10	必要な設備、並びにね、使用済み燃料プールの冷却機能及び、
0:06:15	給水機能に維持するために必要な設備水分対象設備として選定する方針と記載しているということで、まず、基準の要求のところをですね、書いた上で、そこに対して
0:06:29	それに対応する確認をして、記載されている添付書類等ですね、確認した書類について次に記載してございます。で、この項目ですと、
0:06:40	まず一つが、5-1-1-8-1、水等による損傷の防止の基本方針、このうちの 1 ページ、3 ページ。
0:06:50	に、対対応する記載があるということをごここに記載してございます。
0:06:56	続いて 5-1-1 の 8-2、防護すべき設備の設定ということで、対象ページをまた括弧に書いてございます。
0:07:06	そしてまた、先ほど説明した補足 5、こちらについても、その変更後ということで、
0:07:14	妥当性を示すため説明する資料として用いてございますので、そちらも参照ということで、ここに記載してございます。
0:07:22	そしてですね、この
0:07:25	添付書類の仕立てとしてですね、
0:07:29	と少し飛びまして後ろのページに行きまして、301 ページ。
0:07:39	この、この前の 300 ページまででその要求事項に対してどういった観点で確認すべきかと、あとは、その確認に用いる当初、関連書類について記載をしてございまして、
0:07:51	この 301 ページでは、確認結果ということで、確認に用いた図書、そしてそれを確認した結果ということで、
0:08:01	表にまとめて対照する文言を記載しているという形になってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	例として一つ、補足 5 というところで原子炉建屋間契約と放射線向けの改造工事の概要についてということで先ほど申しました基礎当初をここに記載しております、
0:08:24	確認結果ということで、今回の放射線モニターの改造により、溢水防護対象設備の配置及び溢水防護区画を変更するが、
0:08:34	選定方針に影響を与えないことを確認したということで、①、ということで、この機能については、先ほどご説明した 298 ページの付番。
0:08:46	こちらを呼び出したものになってございます。
0:08:55	あと、ここに、これについては、補足 5 については、後ろにあります、添付してありますので、この資料の後ろに参考の添付はございませんが、その他その下に
0:09:10	行きます 5-1-1-8-1、溢水等による損傷の防止の基本方針ということで、こちらの添付書類の中でも確認される、
0:09:20	内容を確認した結果というものが、こちらに書かれておまして、
0:09:26	各確認項目について、結果を記載してございます。
0:09:30	そしてですね、この添付書類関係、この対象のページの方を、
0:09:36	先の 1 ポツの確認範囲の方で、参照ということで記載してございますが、その確認に用いたもの、エビデンスとしてですね、
0:09:45	304 ページ以降に、
0:09:49	確認した対象のところを、
0:09:54	ページを抜粋し、
0:09:57	対応する文書、文書、確認箇所について、
0:10:04	記号をつけてこうするように、ここを確認しましたというところを書いてありますというところを確認したというところで、後ろに添付をつけているという、
0:10:15	仕立てになってございます。
0:10:19	この中で
0:10:22	各、各要求事項に対する確認を行った上で、最後にですね、
0:10:29	303 ページ。
0:10:30	になりますが、
0:10:34	この 12 条、溢水等による損傷の防止ということで、こちらの条文に対して確認した結果というものを 3 ポツまとめということで
0:10:46	記載してございます。
0:10:48	で、この 12 条については、今回の放射線モニターの改造については、水防護対象設備の配置を異なる雨水防護区画に変更するが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	溢水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計、並びにその他の溢水防護設計に関わる基本設計に変更がないことを確認した。
0:11:11	2 ポツ目。
0:11:13	水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計並びにその他の溢水防護設計に関わる基本設計に変更がないため、
0:11:24	技術基準の適合性に影響を与えない。
0:11:27	3 ポツ目。
0:11:30	既工事計画で確認された水防護対象設備の選定、
0:11:35	1 水源溢水量い水防護区画及び溢水経路の設定。
0:11:41	水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計、その他の溢水防護設計に影響がないことを確認する必要があるため、変更の工事の内容に関連し審査対象条文とすると。
0:11:55	いうことで本庄 12 条については
0:11:58	審査対象条文ですと、いうことをここでお示ししてございます。
0:12:07	資料の査定についてはこのようになってございまして、
0:12:12	各関連条文ということで仕分けしたのについて記載をしているという形になってございます。
0:12:39	失礼しました。日本原電の高林です。
0:12:42	あと、
0:12:43	この 12 条の内容、一通り
0:12:46	上、
0:12:47	1 ポツ確認範囲に戻りまして、節ご説明をしたいと思えます。
0:12:54	298 ページにお戻りください。
0:13:01	先ほど、資料の仕立てについて見方についてご説明を差し上げました。続いて①、B、Bポツというところになりますけれども、
0:13:11	ここでの確認の内容として、既工事計画においては、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となりうる原子炉外乱に対する、
0:13:22	外乱に対処するために必要な設備も選定する方針としていると。
0:13:28	いうことで
0:13:30	以下 5-1-1-8-1 及び 5-1-1 の 8-2、こちらの添付書類を用いて確認すると。
0:13:38	いうことにしてございます。
0:13:41	続いて、②、1 水源。
0:13:44	水量を溢水防護区画及び溢水経路の設定についてと。
0:13:48	いうことでAポツ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	動き、工事計画においては、耐震Sクラス機器については、1 水源として想定しない方針であると記載していると。
0:13:58	ということで、
0:14:00	こちらの確認の対象として、5-1-1 の 8-1、5-1-1 の 8-3、こちらの、当初お持ち書類を用いて確認するということを記載してございます。
0:14:13	またBポツということで
0:14:16	イスイ防護対象設備が設置されているすべての区画、並びに中央制御室及び現場操作が必要な場所へのアクセス通路を対象に、
0:14:27	溢水防護区画を設定するとともに、水防護区画内外で発生する溢水に対して、
0:14:34	水防護区画内の溢水水位が、
0:14:37	最も高くなる溢水経路を設定する方針としていると。
0:14:43	ことでこちらについて 1-1-8、5-1-1 の 8-1。
0:14:48	5-1-1 の 8-3 と、
0:14:50	ところで確認をするところを記載してございます。
0:14:58	続いて 299 ページに移りまして、
0:15:02	②のCポツになります。
0:15:06	こちらでは、
0:15:08	浸水に対する、
0:15:10	保護構造を有し、被水影響を受けても、要求される機能を損なう恐れがない設計とすると記載されていると。
0:15:17	また保護構造を許さない場合は、機能を損なう恐れがない配置設計、または被水の影響が発生しないよう、当該設備が設置される溢水防護区画において、水消火を行わない、消火手段を採用する設計としていると。
0:15:34	ということで、1-1-8-1。
0:15:37	さらに、を用いて確認をしてございます。
0:15:41	dポツ、
0:15:44	想定破損及び消火水の放水に対して、水量の差、水量を押し、算出し記載しているということで、
0:15:52	当該の書類として 5-1-1 の 8-1、
0:15:56	で確認をするということで記載をしてございます。
0:16:03	続いて③、
0:16:05	水防護対象設備に関する溢水評価及び防護設計についてということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:12	原子炉施設内における溢水の発生により安全性を損なう恐れがないよう、以下を確認するという事で、
0:16:19	aポツ、
0:16:21	没水影響に対して、
0:16:23	被水防護対象設備が要求される安全機能を損なう恐れがないようにするため、
0:16:28	当該設備の機能喪失高さは、当該区画の溢水水位に対して裕度を確保する設計方針としていると。
0:16:37	ということでございまして5-1-1の8-1、5-1-1の8-4、こちらに該当する記載を
0:16:48	ありますのでこちらを確認ということで記載してございます。
0:16:53	bポツ、
0:16:54	被水影響に対して、溢水防護対象設備が要求される安全機能を損なう恐れがないようにするためために、当該設備の配置を考慮した設計、または水の侵入に対する
0:17:07	保護構造を有する設計方針と記載しているということで、対象の書類として、5-1-1の8-1、
0:17:15	及び5-1-1の8-4ということに記載してございます。
0:17:19	続いてcポツ、使用済み燃料プール等のスロッシングの影響に対して、
0:17:24	スロッシングも使用済み燃料プールの冷却機能及び遮へい機能並びに給水機能の維持に必要な水を確保する設計方針としていると。
0:17:34	ということで該当する箇所、書類として、5-1-1の8-1、
0:17:40	5-1-1-8-4、この二つに記載してございます。
0:17:45	最後④、300ページに移りますが、
0:17:49	その他の溢水防護設計についてということで、
0:17:53	放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、その他の設備から溢れ出る放射性物質を含む液体が管理区域外へ伝播しないようにする設計方針と記載していると。
0:18:07	ということで、該当する。
0:18:10	処理として、
0:18:11	5-1-1の8-1。
0:18:13	5-1-1-8-4及び5-1-1-8の事。
0:18:18	ということでこちらを用いて
0:18:22	変更がないことを確認すると。
0:18:24	いう対象を、をピックアップしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:30	す。
0:18:31	その結果としてですね、各書類、添付書類に対して記載を確認したものの について
0:18:41	301 ページ。
0:18:43	より、記載をしてございます。
0:18:47	まず、301 ページの中段になりますが、5-1-1-8-1、溢水等による 損傷防止の基本方針。
0:18:55	こちらにおいて確認した内容を確認した結果として、
0:18:59	今回の放射線モニターの改造により、溢水防護対象設備に変更がない ことを確認しました。
0:19:06	また、溢水により、二つ目のポツ、溢水により発生し得る、原子炉外乱 及び溢水の原因となりうる原子炉外乱に対処するために必要な設備に 影響を与えないことを確認しました。
0:19:21	三つ目。
0:19:22	耐震Sクラス機器については、水源として想定しないことから、評価条件 に影響を与えないことを確認しました。
0:19:31	四つ目。
0:19:32	溢水防護区画及び溢水経路の設定方針に影響を与えないことを確認し ました。
0:19:42	五つ目。
0:19:43	イスイ防護区画における消火手段の設定方針に影響を与えないことを 確認しました。
0:19:51	六つ目、想定破損に対して、対想定破損に対しての溢水量の設定方針 に影響を与えないことを確認しました。
0:20:01	続いて、5-1-1 の 8-2、防護すべき設備の設定。
0:20:07	でございますが、こちらニイツ、こちらにおいては、
0:20:11	一つ目。
0:20:12	水防護対象設備に変更がないことを確認しました。
0:20:17	二つ目。
0:20:18	溢水評価上想定する起因事象の抽出に影響を与えないことを確認しま した。
0:20:26	以上が 1-1-8-2、続いて 302 ページに移りまして、
0:20:31	5-1-1-8-3 溢水評価条件の設定ということで、こちらにおいては、
0:20:39	耐震Sクラス機器については、水源として想定しないことから、評価条件 に影響を与えないことを確認しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	二つ目、溢水防護区画及びイスイ経路の設定方針に影響を与えないことを確認しました。
0:20:55	続いて5-1-1の8-4、溢水影響に関する評価。
0:21:01	こちらの書類については、
0:21:03	水防護対象設備に変更がなく、評価条件に影響を与えないことを確認しました。
0:21:10	二つ目。
0:21:11	放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、その他の設備から、
0:21:18	その他の設備から溢れ出る放射性物質を含む液体が管理区域外へ伝播しないようにする設計方針に影響を与えないことを確認しました。
0:21:28	三つ目。
0:21:29	溢水により防護すべき設備の評価条件に影響を与えないことを確認しました。
0:21:36	続いて5-1-1の8-5。
0:21:40	水防護所イスイ防護施設の詳細設計ということで、こちらにおいては、
0:21:46	溢水防護対象設備に変更がなく、評価条件に影響を与えないことを確認しました。
0:21:53	二つ目。
0:21:54	放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、その他の設備から溢れ出る放射性物質を含む液体が管理区域外へ伝播伝播しないようにする設計方針に、
0:22:06	影響を与えないことを確認しました。
0:22:09	以上が、確認結果に、
0:22:11	なりまして、
0:22:12	303 ページのまとめということで、
0:22:18	先ほども読み上げましたが、その通り、
0:22:23	技術基準の適合性に影響を与えないということを確認してございます。
0:22:32	以上、12 条についての説明は以上となります。
0:22:38	ここでちょっと切りたいと思います。
0:22:43	はい、規制庁のでそれでは質疑に入りたいと思います。
0:23:00	ミヤモトですけど特に、
0:23:02	ないんですけど
0:23:03	今回の9 架空番号が変わるんですけど、そもそもそこは水密エリアでは何でもなくて、
0:23:11	要は同じフロア、同じフロアの別の部屋であると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:18	ていうところで、想定される溢水量が入ってくる量とかも、基本的には同じように入っていく、
0:23:26	くると。
0:23:27	いう。
0:23:28	感じです管理っていうか評価じゃそういうふうになってるんですけど。
0:23:31	はい。日本原電の高林です。藤です。今のご質問ですけれども、実際に配置、当該モニターが配置される設置の状況においては、
0:23:43	従来も、今後、移設する先においても、中、その同じ区域に置かれる、他の設備であるとか、そういったはい。
0:23:54	背景周囲の状況も変わりませんので、溢水に対する影響というのは基本的に変更はまず条件的には変更はございません。
0:24:10	はい。
0:24:24	ミヤモトですけどきたったのはCS3-2 からCS-3-3 に変わりますと。
0:24:31	溢水対処区画があるところがそこに変わるので、
0:24:35	いやCS3-2 に、
0:24:37	想定されてた溢水量、要はその
0:24:41	想定破損になるのかな、地震による破損と想定破損と消火によるシステム最初にあるんだけど、それぞれに想定されて溢水を想定したその
0:24:54	水っていうのかな。
0:24:55	推進ってのは、
0:24:57	いくC-3-2 が幾つでC-3-3 が幾つってわかるんですけど。
0:25:05	出野タカバヤシです。少々お待ちください。
0:25:41	日本原燃の高林です。本日用意している資料でそこまで細かい水量と細かいところまで
0:25:51	お示しできるデータを持ち合わせておりませんので、ちょっとそちらについては確認をして、次回回答とさせていただきますと思います。基本的にまず 1 水源というものは、両両方の区画ともないと考えてございます。想定するのは先ほど宮本さんもおっしゃっていたようなその消火による放水と、
0:26:11	そういったものが想定されるというところで、
0:26:15	はい。両両方とも、状況としては、
0:26:20	影響はないというか、条件、
0:26:24	はい。
0:26:25	すいません。
0:26:27	改めて正しく回答したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:42	現在トクマルです。ページ番号 411 ページの方をお願いします。
0:26:55	こちらの方
0:26:57	等、表の 2-5 っていうところに設定したユース。
0:27:02	溢水量受信金ってとございまして、建屋名称の方。
0:27:06	減少建屋、赤枠で書いておりますところ、名城建屋附属棟の方の配給処理等を除くというところ。
0:27:14	こちらの方が一応 0 になっておりましてこちら辺、水配管としかなかったと。
0:27:22	ないので一応全部ということになっております。
0:27:28	わかりました。
0:27:31	想定される溢水量は 0 で、
0:27:34	床面レベルは 22 なんだけど設置位置が 24 なので、
0:27:39	24 以上になってるっていうそういう整理ですかね。
0:27:46	条件としてはいい。その通りでございます。
0:27:49	わかりました。そうです。
0:27:53	まとめか何かはその言葉を入れといてもらった方がいいかなと思っております要はその
0:28:00	想定される溢水量、すべての溢水をそれぞれの溢水、想定されるだから、消火水の溢水、想定破損による溢水地震によるについて 3 種類あるんだけど、どれをとっても基本的には、
0:28:13	溢水量の評価上は、想定されるのは、0 と。
0:28:17	その上で
0:28:19	溢水防護上必要な高さについては 24 にしてるんだけど、それはもともと設置位置が 24 なので、22 の今間っていう、
0:28:28	んで問題ないと判断しているっていうのが既許可でもなってるし
0:28:33	変更後においても同じような考えで 24 にしてますっていうふうに説明を入れてくれればいい、入れるかどうかの確認をしていただければと思います。
0:28:53	承知いたしました。
0:29:05	はい、規制庁のでそれでは続きをお願いします。
0:29:14	日本原電の高林でございます。
0:29:17	では続きまして、
0:29:25	ですね、
0:29:27	4、4 ページに戻りまして、
0:29:33	第 5 条。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:35	三角としてございます。地震による損傷の防止と、
0:29:39	いうことをご説明をいたします。
0:29:43	今回の放射線モニターの改造では、実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の一部改正。
0:29:51	に定める耐震に係る設計を変更するものではございません。また、地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、
0:30:01	審査対象条文とならないということで整理をしてございます。
0:30:06	こちらについては、添付し添付書類の2ということで、通しページでいきますと、右下19ページ。
0:30:14	になります。
0:30:23	こちらで第5条、地震による損傷の防止ということで、
0:30:28	適合性の確認についてお示してございます。
0:30:34	1ポツ、検定検査の確認範囲になりますが、①、耐震設計の基本事項についてということで、
0:30:43	既工事計画においては、設計基準対象施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、
0:30:53	設置、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、事故、工事計画認可において実績のある弱4601棟の
0:31:04	規格及び基準等に基づく手法を適用し、施設の耐震設計上の重要度に応じて、SクラスBクラスCクラスに分類した上で、
0:31:14	それぞれの施設の耐震重要度に応じた地震力に対し、
0:31:19	構造強度を確保する設計としていることを記載しております。
0:31:23	以上について5-2-1-1、
0:31:27	及び5-2の8-2-4、
0:31:30	こちらについて確認をするということを記載してございます。
0:31:34	bポツ、
0:31:36	耐震重要施設、
0:31:38	Sクラスの施設については、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれる恐れがない施設とするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、
0:31:50	耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のある条約4601等の規格及び基準等に基づく手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計としていることを記載していきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:03	以上に於い名以上については、5-2-1-1 及び 5-2 の 8-2-4、
0:32:10	こちらで確認をいたします。
0:32:13	②、耐震重要度分類について、
0:32:17	既工事計画においては、設計基準対象施設の耐震重要度分類は、施設の耐震設計上の重要度に応じて、Sクラス、Bクラス、Cクラスに分類していること。
0:32:28	施設に要求される安全機能の役割に応じて施設を、を構成する設備、
0:32:35	主要設備、補助設備直接、支持構造物、間接支持構造物、
0:32:40	波及的影響を考慮すべき施設に適切に区分していることを記載しているということで
0:32:47	5-2-1-1、5-2-1-4 及び補足の 5、こちらに
0:32:54	設計に変更がないことを確認いたします。
0:32:58	20 ページに移りまして、
0:33:00	③、地震力の算定方法、
0:33:03	についてということでございます。ポツ、既工事計画においては、静的地震力は、設置変更許可申請書の設計基準対象施設の耐震設計で示された。
0:33:15	静的地震力に算定法、
0:33:18	失礼しました、静的地震力、地震力の、
0:33:21	算定方針に基づき、施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、施設の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、建物構築物、
0:33:33	機器配管系の
0:33:34	それぞれに対して適切に算定していることを、を期待しているということでこちらについては、5-2-1-1、こちらを用いて確認、
0:33:44	bポツ動的地震力はSクラスの施設、
0:33:48	屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち、共振の恐れのあるものに適用し、Sクラスの施設、
0:33:56	については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動SDから定める入力地震動を適用することを記載しております。
0:34:06	以上について 5-2-1-1、こちらに、こちらに用いて設計に変更がないことを確認いたします。
0:34:14	続いて④、荷重の組み合わせについて、
0:34:17	ポツ、
0:34:18	不
0:34:20	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	はい。
0:34:25	わかりました。はい。
0:34:29	はい。各施設は耐震重要度分類に応じてそれぞれの施設に作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせることを確認ということで、
0:34:40	5-2-1-1によって確認します。
0:34:43	bポツ、こちらについては、荷重の組み合わせということで
0:34:50	そちらについて、
0:34:53	当該施設の評価で考慮しているところを記載しているというところで、その条件について5-2-1-1、こちらで耐震設計の基本方針の概要ということで確認をいたします。
0:35:06	続いて21ページ、⑤、許容限界についてと。
0:35:10	いうことで
0:35:13	各機器、それぞれの強度評価における許容限界、こちらについては安全上適切に求められる規格基準等に基づき、強度を確保できる設定としていることを確認いたします。
0:35:25	こちらについても5-2-1-1を用いて確認いたします。
0:35:29	bポツ、地震時、または、地震後に、電氣的機能が要求される機器等、その機能維持評価における許容限界、
0:35:39	これについては、機能維持加速度等設定していること、こちらを記載しているということでこちらについて、5-2-1-1、
0:35:47	において確認をいたします。
0:35:50	22ページ線移りまして、⑥として、波及的影響、
0:35:56	こちらについて確認すると。
0:35:58	いうことでございます。
0:36:00	波及的影響については、
0:36:02	考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出、耐震計算を適切に実施し、
0:36:10	下位クラスに属する施設の波及的影響によって安全機能を損なわないと。
0:36:15	というところを確認いたします。
0:36:17	こちらについては5-2-1-1及び5-2-1の子、
0:36:21	bポツ、
0:36:24	考慮すべき事象、こちらについては、原子力発電所の地震被害を調査し、設置地盤及び地震統制上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:34	相違等に起因する、相対変化、不等沈下、
0:36:38	といったものについて下位クラスの施設の
0:36:42	損傷、転倒落下等を選定していることを記載しているということで5-2-1-1、5-2-1-5、
0:36:49	こちらを用いて確認いたします。
0:36:52	続いてcポツ、
0:36:54	こっち、cポツこちらでは敷地全体を俯瞰した調査検討に基づき、選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす下位クラスの施設が波及的影響を受ける可能性のある上位クラス、こちらを抽出。
0:37:08	をしてございます。
0:37:10	普通については5-2-1-1、5-2-1-4、5-2-1-5及び補足5、こちらで確認をするということにしております。
0:37:21	0ポツ、
0:37:22	耐震計算については抽出した下位クラスの施設が上位クラスの
0:37:28	設計に用いる地震動または地震力に対して耐震性を有していること。
0:37:32	ただ、上位クラスの施設が下位クラス施設の波及的意見で発生する。
0:37:37	作用する荷重に対して影響を受けない。
0:37:39	状態に留まることを記載ということで5-2-1-1、5-2-1-5、こちらで確認をいたします。
0:37:48	続いて23ページ、⑦ということで、
0:37:53	水平2方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせによる影響評価と、
0:37:58	ということで、
0:38:00	水平2方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせ、こちらについては耐震重要施設、
0:38:06	その下の支持構造物、波及的影響を考慮すべき対象に、施設を対象に、当該組み合わせの適用によって、
0:38:14	地震、
0:38:16	水泳1方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた耐震計算への影響の可能性のある施設、
0:38:24	設備を抽出し、
0:38:26	3次元応答性状を考慮した基準地震動を用いて、適用して耐震評価に及ぼす影響を評価するというので5-2-1-8。
0:38:38	及び5の2の中に、
0:38:41	その他補足、3、347、補足340-13、こちらを用いて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:49	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価方針変更がないことを確認します。また、耐震性評価に及ぼす影響の評価に変更がないということを確認いたします。
0:39:02	続いて 24 ページから、確認結果ということで、
0:39:07	まず、補足 5 において
0:39:10	今回の放射線モニターの改造により、
0:39:13	当該設備の機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことを確認しました。
0:39:19	5-2-1-1。
0:39:21	耐震設計、耐震重要度分類、地震力の算定荷重の組み合わせ許容限界、及び波及的影響を考慮した設計等を基本方針に変更がないことを確認しました。
0:39:33	5-2-1-4、
0:39:35	重要度分類及び重大事故等対象施設の施設区分の基本方針ということで、
0:39:42	機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことから、
0:39:46	耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分の基本方針に変更がないことを確認しました。
0:39:53	5-2-1-5、波及的影響に関わる基本方針。
0:39:57	ということで機能及び設置場所における周辺施設に変更がないことから、波及的影響を考慮した設計の基本方針に変更がないことを確認しました。
0:40:09	続いて 25 ページ。
0:40:11	確認図書を 5-2-1-8、5-2-12、補足 347、340-13、
0:40:19	こちらにおいて、
0:40:21	水平 2 方向及び鉛直方向の組み合わせによる影響の可能性のある施設を評価対象施設とし、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する方針を、
0:40:32	を変更するものではないことを確認した影響評価に対する、確認結果は次の通りということで、
0:40:40	原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターの水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせによる耐震性評価に及ぼす
0:40:49	影響の評価は、設計用床応答曲線の振動を一律に 1.5 倍した。
0:40:54	設備評価用をと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	曲線を使用することにより、耐震裕度に包絡されていることを確認しております。
0:41:02	今回の放射線モニターの解除改造に関わる変更範囲は、
0:41:07	設備評価用応答曲線を変更するものではないため、水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価に変更がないことを確認しました。
0:41:18	三つ目、なお、床応答への影響検討として、
0:41:23	3次元的な
0:41:25	応答特性を踏まえても、原子炉建屋における線形モデルの大戸は妥当な応答となることは確認されております。
0:41:34	続いて5-2-8-2-4、原子炉建屋関係ダクト放射線耐震性についての計算書ということで今回の放射線モニターの改造について、構造計画に変更はなく、
0:41:47	必要な構造強度及び電氣的機能維持が確保されていることを確認してございます。
0:41:55	26 ページでまとめ、
0:41:58	今回の放射線モニターの改造について、設置場所に変更があるが、耐震設計の基本方針に変更がないことを確認しました。
0:42:07	基本方針に変更がなく、必要な強度は確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えないということでございます。
0:42:17	既工事計画で確認された設計を変更するものではありません。また、
0:42:22	地震による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とならないということで整理をしてございます。
0:42:33	以上が、第5条、地震による損傷の防止の説明になります。
0:42:46	はい。規制庁のです何か確認事項ございますでしょうか。
0:42:53	網野ですちょっと私も専門じゃないのでよくわかってないと思う25ページのところの一番最後のところ、
0:43:00	原子炉建屋系ダクトの補助モニターの耐震性についての計算書これ、場所が変わってるんだけどこの計算書っていうのは出さなくていいんでしょう。
0:43:10	はい。当該計算書につきましては、
0:43:15	今回のを対象としてございます。ただし、先ほど補足5の方でご説明しましたが、設置の高さは22メートルというところから、変更はありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	ので、評価の条件に変更はございませんので、場所が変わるんですが、評価、計算書自体、内容に変更が、変更は生じないというものになってございます。変更がないということで、
0:43:40	今回申請の対象として、当該点ぷ一本添付書類は
0:43:47	申請するという対象として整理してございます。
0:43:53	今、
0:43:55	添付書類は、はい。
0:43:57	添付書類としては提出いたします。
0:44:06	神尾です。添付書類につけるつけないよこの書類でどうやって見分けるんでしたっけ。
0:44:51	これを付けます付けないと思ってたよりも引き出しにはない。
0:44:59	大変失礼しました。16 ページに紐付表ということで、
0:45:05	その下に凡例ということで示してございますが、青井 8、
0:45:10	ものについては、他添付する書類ということで分類してございまして、黄色は添付しない書類ということで、
0:45:21	はい、示してございます。で、ここのですね。
0:45:25	中央の縦軸。
0:45:27	真ん中の右側に、技術基準規則の要求条文ということで、
0:45:33	黄色、白、黄色、オレンジというところで示してございますが、
0:45:42	この
0:45:43	三角の所、三角として分類したものがこの黄色でハッチングされていまして、基本的に、その添付を添付の
0:45:53	添付する書類の確認というところの対象の条文となっておりまして、そこから右に行きまして、こちらの別表第 2 に示される、
0:46:05	ものをベースに、
0:46:08	整理された表になってございますが、そのうち、添付する対象のものについて、青色ハッチングで仕分けをしていると、そういうものでございます。
0:46:21	山田です。わかりましたけどこの表の見方なんだけど、
0:46:27	これ、青が添付する書類から明確だからわかるんだけど黄色は影響がないし、としての書類を添付するんじゃないんですか。
0:46:36	添付しないじゃなくて違うんですっけ。
0:46:40	で、グレーハッチングが添付しない書類っていう話になってるんだけど、この黄色の扱ってどうなってるんでしょう。
0:46:51	元木場です。発電所の会沢さん、回答できます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:03	小山さん。本日のヒアリングに、すいません。失礼しました。ちょっと。そうしましたら、持ち帰って、確認して回答させてください。
0:47:15	発電所です。よろしいでしょうか。
0:47:20	現在小橋発電所さん何か回答できますか。
0:47:23	原電の相良でございます。こちらの紐付表なんですけれども、まずはですね一番左の該当条文、今回ですね、新生すべき条文の方、まず整理しております、
0:47:38	そちらの整理の結果につきましては、冒頭で、
0:47:41	ご説明させていただいた補足の1適用条文等の整理についてになります。
0:47:47	で、こちらの該当条文に対する紐付け表というところで、こちらのA3の資料の方をお示ししているんですけれども、このうちですね、青いもの、こちらにつきましては高林からもご説明がありました通り、
0:48:01	今回改造、変更する設備に関して、
0:48:05	説明すべき、関連する書類で黄色に関しましては、今回、
0:48:11	申請条文として整理をされているんですけれども、そのうち黄色ハッチされている。
0:48:17	こちらの説明書につきましては、今回申請させていただいておりますダクトモニターに関しましては、該当設備に当たりますので、そういったものに関しては、黄色で整理させていただいております。以上です。
0:48:35	じゃ、グレーと黄色の字が教えてもらっていいですか。
0:48:47	でも、元の相良でございます。失礼いたしました。
0:48:51	江藤グレーと黄色ハッチにつきましては、グレーの方に関しましては、今回ですね、
0:48:57	こちらの補足1適用条文等の整理についてで、×要否判断のところですね、バツとさせていただいた条文になっております。
0:49:08	Aと黄色ハッチにつきましては、今回要否判断で、
0:49:13	関連する条文として紐付けさせていただいているんですけれども、そのうち、今回申請させていただいております放射線モニターには関連しない説明書添付書類、
0:49:24	というふうに整理をさせていただいております。
0:49:35	規制庁の宮本ですけど、先ほど片桐から、前回話もあって天野からも話があったと思うんですけど、添付する書類を忘れないでくださいねっていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	ここにかかっていますねこれちょっと今耐震の情報だから気づいたの でいや言うと、
0:49:56	これは、
0:49:58	ガイドでき、もともと工認手続きガイドでまず決められていますと、別表 第2の、
0:50:04	タカダのところにある説明書は、
0:50:07	別表第2っていうのは、条文ごとではなくて設備ごとになってますので 今回の場合だと放射線管理施設と、
0:50:15	計測制御設備設備でしたっけね、ところの欄と、あとは、施設共通って いうのがあります。
0:50:22	そこには溢水とか火災とかも全部入ってるので、多分その、まず書類 を、必要な書類を見てくださいと。
0:50:31	で、何を言ってるかという、
0:50:34	関係のあるやつだけを出すのではなくて、
0:50:40	設備要求があるものは、基本的に全部出すという。
0:50:45	出さなければならぬと、で出すっていうのは内容が、
0:50:50	影響ありませんので、変更がありませんが変更がありませんという数添 付書類をつけなきゃいけないんですよ、まずね。
0:50:59	公認というのはね。だからその、
0:51:02	ところで移動分けをしなきゃいけないですよ、まず明らかに中身のある。
0:51:07	添付書類として出さなきゃいけないものさっきの計算書とかそういうもの が、例えば木青ハッチナラをHatch。
0:51:14	だけど、関連条文なんだけど江藤家、明らかに影響が影響というか、
0:51:22	変更がないと分かる説明書については、
0:51:26	まずそれを黄色なりなんなりっていつて
0:51:30	添付書類でまずつけなきゃいけないです。正しいんですけど、明らか に違うもの、例えば、今回、
0:51:38	よくあんだけ施設共通送電送電系統をつけてくださいとあってあるんだ けどそれは明らかに違いますよねと。ここに明らかに違うものについて はつけなくてもいいですよと。
0:51:49	で、この明らかってところが、ミソになっていて、
0:51:53	明らかに、
0:51:54	違うというふうに、理由はつかないんであれば、つけてくださいなんです よ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:00	言ってることわかります。なので、基本的には全部つける前提で、まず全部ピックアップした上で、
0:52:08	必要な書類が全部ピックアップされた上で、要は関連して、その中身に変更があるものは、
0:52:15	明確に黄色なり青なりでやって、例えば放射線ダストモニター、
0:52:22	なり、
0:52:24	放射線ゆ放射線、
0:52:27	管理設備じゃない。
0:52:29	やり方はいろいろあると思うんだけどこれ事業者任せますけど。
0:52:33	放射線管理施設だけちょっと設備区分が、
0:52:38	放射線管理施設の説明になっているものは、
0:52:42	基本的に全部の中身を見て、変更がありませんという、添付書類をつけなきゃいけないかもしれないし明らかに違ったら説明していただくと。
0:52:52	もう1個は、計測制御設備、
0:52:56	で求められる設備はつけなきゃいけないと、そういう考えでこの紐付表を最後まとめてもらわないとこの紐付き要は、わかりやすいようで条文ごとになってるので、設備との
0:53:08	要は気持ちがちよつとなっていないところがあるので、それは事業者の方で、
0:53:13	ひい条文との紐付け表と、設備上の整理と、よく確認した上で、必要な書類がちゃんとそろってるかっていうのを確認して欲しいんですよ。
0:53:23	これは前回のRHRもそうだし、他の事業者も、やっぱりこの辺のときによく間違うんだけど、
0:53:30	影響がないので、添付してませんっていうのは、そうじゃなくてもともと店舗しなければならないので、
0:53:37	そこを間違った判断で
0:53:41	つけてないと、そこはもう申請者としての応需充足しないので、そこはよく確認してください。いいですかね。
0:53:51	元コバヤシ承知いたしました。
0:53:53	前回のRHRの時を参考には作ったんですがちょっとまだ、
0:53:59	駄目もありますので、一応持ち帰って、申請対象の添付書類をもう1回確認させてください。
0:54:08	はい。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:12	なので耐震の方はそういう意味でよく見直してください。必要な書類であれば、つけてくださいということで今言われた私が確認したかったのは計算書はつきますということで。了解しました。はい。
0:54:25	はい私の方は以上です。
0:54:47	はい。日本原電の高林でございます。では、続きまして、
0:54:57	続きまして七条。
0:54:59	外部からの衝撃による損傷の防止。
0:55:01	こちらを確認したいと思います。
0:55:07	5 ページ。
0:55:10	の方ですけれども、
0:55:14	こちらの方三角としております。理由として
0:55:19	放射線モニターの改造を踏まえた、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設計の影響を確認する必要があるが、系統構成に変更はなく、外部からの衝撃による損傷防止が図られた。
0:55:32	原子炉建屋内の改造であることから、既工事計画において確認された、想定される自然現象及び人為事象や、防護する設計を変更するものではございません。
0:55:43	また、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とはならないということで
0:55:53	記載してございます。
0:55:55	添付書類の方が、4、4 番になります。対象のページが、右下 127 ページになります。
0:56:17	127 ページ、第 7 条、外部からの衝撃による損傷の防止と、
0:56:23	ということで 1 ポツ基準適合性の確認範囲ということで①基本事項について、
0:56:30	ことで、
0:56:31	設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち、自然現象による損傷の防止において、
0:56:37	発電所敷地で想定される竜巻、火山、森林火災等の 10 事象の自然現象。
0:56:45	地震津波を除くと、並びに発電所敷地、またはその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災等の 7 事象の人為事象、故意によるものを除く。
0:56:56	これらを選定し、それら事象に対して、原子炉施設の安全性を損なわないため、防護層、防護措置等を講じることを記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:06	こういった内容を5-1-1の2-1-1及び補足の5、こちらで確認をするということにさせていただきます。
0:57:16	bポツ、地震及び津波を含む自然現象の組み合わせや設計基準事故との自然現象との組み合わせの決め、組み合わせを考慮した設計とすると。
0:57:27	ということで、5-1-1の2-1-1及び補足の5、こちらで確認をいたします。
0:57:34	スポーツ、
0:57:35	安全重要度分類指針に規定されるクラス1に、
0:57:40	及びクラス3に属する各機器、こちらを外部からの衝撃に衝撃より防護すべき施設、
0:57:48	外部事象防護防護対象施設という、
0:57:52	これらを設定し、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により、はっきり的影響を及ぼすもの、
0:58:02	ボス、恐れのある、外部事象を防護対象施設以外の施設、
0:58:08	を考慮した設計とすると、いうことを記載させていただきますので、こちらについて後の、
0:58:13	1-1-2-1-1、5-1-1の2-1-2。
0:58:18	及び補足の5、こちらで確認をさせていただきます。
0:58:24	続いて128ページに移りまして②、
0:58:28	竜巻に対する設計方針についてということでAポツ、
0:58:35	竜巻こちらの荷重による影響については、以下の通り、設計方針を記載させていただきます。
0:58:40	Aとして、
0:58:42	風圧力及び気圧差による荷重並びに設計飛来物による荷重、
0:58:47	衝撃荷重を組み合わせた
0:58:51	設計竜巻荷重に加え、運転時の荷重等を適切に組み合わせA区間口、
0:58:57	各規格基準等に基づき、外部事象防護対象施設及び外部事象を、防護対象施設に影響を及しをおよぼし得る施設、
0:59:09	並びに
0:59:11	外部事象防護対象施設を内包する。
0:59:15	内包する建屋、
0:59:18	こちらの強度設計を適切に実施することということを記載させていただきます。
0:59:23	その下にポツ、イ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:25	そして隣接事業所のうち、必要な措置を講じた場所以外から、設計飛来物より運動エネルギーまたは貫通力が大きくなる飛来物が、
0:59:34	想定される場合には、当該飛来物による衝撃荷重に対して、
0:59:40	外部事象防護対象施設の健全性を確保する設計ということを確認いたします。
0:59:46	そちらについて5-1-1の2-3-1。
0:59:50	5-1-1-2-3-2及び5-1-1の2-3-3、こちらを用いて確認いたします。
0:59:59	bポツ、竜巻随件事象として過去の竜巻被害状況、
1:00:05	発電所における施設の配置から火災溢水、外部電源喪失を想定し、外部消防の対象施設の安全機能が損なわれないこと。
1:00:13	こちらについて5-1-1の2-3-1、5-1-1の2-3-2。
1:00:18	5-1-1-2-3-3。
1:00:21	こちらにおいて設計に変更がないことを確認いたします。
1:00:27	129 ページ、③として火山の影響に対する設計方針。
1:00:33	ということでポツ、
1:00:35	火山による影響のうち、荷重による影響に関しては降下火砕物及びその他自然現象による荷重、運転時の荷重等を適切に組み合わせ、
1:00:46	共同設計を適切に実施するというので、
1:00:50	5-1-1の2-4-1、5-1-1の2-4-2及び5-1-1の2-4-3、こちらを用いて確認いたします。
1:01:00	bポツ、
1:01:01	火山による影響のうち、腐食による影響に関しては、耐食性を有する材料を使用すること、または、直接効果、かつ、降下火砕物と、
1:01:12	摂取しないようにするために、塗装を実施することなどにより、短期間で腐食しない設計ということを記載してございます。こちらについてもaポツと同様、
1:01:24	の書類を用いて確認いたします。
1:01:28	上記の設計に変更がないことを確認いたします。
1:01:33	130 ページ。
1:01:35	④外部火災に対する設計方針についてということでポツ、
1:01:41	外部火災から防護すべき施設、
1:01:44	外部火災防護対象施設、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:48	外部火災、外部事象防護対象施設の中から、その安全機能と、外部火災の起因となる事象との関係を踏まえ、適切に抽出することを記載しているということで、
1:01:59	5-1-1-2 の 5-1。
1:02:01	この
1:02:02	1-1-2 の 5-2。
1:02:04	こちらを用いて確認いたします。
1:02:06	bポツ、
1:02:08	発電所敷地内の火災に対して以下、以下の通り設計としていることを記載しているということで、
1:02:16	森林火災からの影響については外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、
1:02:23	火災減と外部火災防護対象施設の離隔距離が、
1:02:28	危険距離、
1:02:30	を上回る設計とすることを記載してございます。以上です。これについて、5-1-1-2 の 5-1、5-1-1-2 の 5-3。
1:02:40	5-1-1-2 の 5-4。
1:02:43	この 1-1-2 の 5-6、こちらを用いて確認いたします。
1:02:47	イとして
1:02:49	森林火災以外の火災、
1:02:52	については、外部火災防護対象施設への熱的影響が最大となる火災を想定し、
1:02:58	火災発生時においても、
1:03:02	かつ、外部火災防護対象施設を内包する建屋または、
1:03:07	外部火災対象、防護対象施設の温度が、ケア温度を満足する設計とするということでこちらについても、上記と同様、
1:03:17	書類を用いて確認をいたします。
1:03:22	131 ページ、
1:03:24	爆発については、ガス爆発の爆風圧が 0.01MPaとなる危険限界距離を算出し、
1:03:32	その危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計とすることを記載していると。
1:03:37	こちらにつきましても、どう、
1:03:41	同様の数添付書類を用いて確認をいたします。
1:03:46	Cポツ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:48	発電所敷地外の火災減、
1:03:50	近隣の産業施設の火災爆発同口から、これらからの影響については、 発電所敷地外 10 キロメートル以内の範囲において、石油コンビナート 施設がないことを確認していること。
1:04:03	また石油コンビナート施設以外の、
1:04:05	危険物貯蔵施設、燃料輸送車両等の火災に対しては、
1:04:10	外部火災防護対象施設との離隔距離が危険距離及び危険限界距離を 上回る設計としていること、こちらを、
1:04:18	記載しているということでこちらについては、
1:04:20	5-1-1-2 の 5-1。
1:04:23	5-1-1-2 の 5-3。
1:04:27	5-1-1-2 の 5-6、こちらを用いて
1:04:31	設計に変更がないことを確認いたします。
1:04:35	132 ページ。
1:04:36	⑤その他自然現象及び人為事象に対する設計方針についてと。
1:04:42	ということでポツ、
1:04:44	自然現象に関しては、風、凍結、降水、積雪落雷、
1:04:50	と、及び 7 事象について、
1:04:52	建築基準法及び、過去の観測記録等を踏まえ、その影響から、外部事 象防護対象施設を適切に防護する設計とすることとしております。
1:05:03	こちらについては、5-1-1 の 2-1-1 にて確認いたします。
1:05:09	bポツ、人為事象に関しては、船舶の衝突について、海水の三口広さの 考慮等により、
1:05:18	電磁的障害について構成筐体や金属シールドつきケーブルの適用によ る
1:05:24	電磁波侵入防止対策等により、また、飛来物については、
1:05:30	発電所周辺の状況等を踏まえ、その影響から外部事象防護対象施設 を適切に防護する設計と、
1:05:36	ことで 5-1-1-2-1-1、こちらを用いて設計に変更がないことを確認 いたします。
1:05:44	133 ページ。
1:05:46	確認結果でございます。
1:05:49	まず補足の 5 の方ですけれども、モニター改造により、外部事象防護対 象施設である原子炉建屋や、防護対象施設で防護する設計方針に変 更がないことを確認しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:02	5-1-1の2-1-1、発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針と、
1:06:09	こちらでは、
1:06:11	対象設備の設置場所が、原子炉建屋内部から変更がなく、想定される自然現象や人為事象に変更がないため、外部からの衝撃による損傷の防止に関わる設計に変更がないことを確認しました。
1:06:25	この1-1-2-1-2、防護対象施設の範囲ということで、
1:06:30	今回の放射線モニター改造により、系統構成に変更がなく、外部からの衝撃により防護すべき施設に変更がないことを確認しました。
1:06:39	続いて5-1-1の2-3-1、5-1-1の2-3-2、及び、
1:06:46	この1-1-2-3-3。
1:06:50	こちらについて、こちらでは、対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から変更がないため、
1:06:56	原子炉建屋及び防護対象施設にて防護する方針に変更がなく、竜巻防護に関する設計方針に変更がないことを確認いたしました。
1:07:06	134 ページ。
1:07:08	5-1-1-2-4-1、5-1-1-2-4-2、5-1-1-2-4-3。
1:07:16	こちらにおいては、
1:07:18	対象設備の設置場所があります。
1:07:22	現象建てないから変更がないため、
1:07:24	原子炉建屋にて防護する方針変更なく降下火砕物に影響を考慮する施設にスズキ方針に変更がないことを確認いたしました。
1:07:34	続いて
1:07:37	5-1-1-2の5-1と、外部火災関係の添付書類になりますが、こちらにおいても、確認結果としては、原子炉建屋にて防護する方針に変更がないため、
1:07:50	外部火災防護における設計方針に変更がないということを確認いたしました。
1:07:57	1135 ページ、3 ポツまとめになります。
1:08:01	今回のモニター改造におい改造について外部事象防護対象施設である原子炉建屋や、防護対象施設で防護する設計方針に変更がないことを確認いたしました。
1:08:13	外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計方針に変更がないことから、
1:08:19	10 事象の自然現象及び並びに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:25	発電所敷地またはその周辺において想定される7辞書の人事承認に対する設計方針に変更がないため基準、技術基準の
1:08:35	適合に影響を与えないということでございます。
1:08:39	3ポツ、
1:08:41	既工事計画で確認された設計を変更するものではございません。また、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とはならないと。
1:08:53	いう整理でございます。
1:08:55	第7条については以上となります。
1:09:03	はい、規制庁のです確認事項でございますでしょうか。
1:09:10	ミヤモトですけど、今使われてる建屋の名前が原子炉建屋と言われてんだけどこれ、原子炉附属棟だよ。既工認ではその仕分けしてないんでしたっけ。
1:09:24	そうですね。
1:10:21	元コバヤシです。例えばですね。
1:10:23	右下のページで160ページ、
1:10:29	細くなっていますと、竜巻、5-1-1-2-3-2、竜巻ホール施設固縛対象の選定、
1:10:40	160ページですね、この真ん中にぽつぽつと。
1:10:43	外部事象防護対象施設。
1:10:45	列挙してる中で原子炉建屋と赤枠で、
1:10:49	表現されてますので、附属棟とかの区別はされてない。
1:10:56	現象建屋として、
1:10:59	売っていると。
1:11:02	だからそこ、原子炉建屋原子炉棟と言えれば内側になって原子炉建屋附属棟というか外側になって原子炉建屋って言ったら全体にそれを指摘するというそそいう整理かな。
1:11:15	日本原電の高林その認識ではよろしい。
1:11:19	ありましたちょっと書類によって、附属棟という言葉をややわざ使ってるときがあるので、
1:11:26	まずその辺は、今の理解で大体わかっているんだけど先ほど初めに説明してもらったこの資料2とこのやつだと、附属棟という表現があるので、
1:11:36	その辺ちょっとある程度統一カーンか良いか言い方始めの方に影か何かを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:42	交渉を説明するとかした方がいいかもしれないですね。
1:11:47	はい。現在のスズキです呼称についてはちょっと検討したいと思います。161 ページですね見ていただきますと 161 ページの一番下の行のところ、
1:11:57	ここには原子炉建屋附属棟の、これまさにALCパネルの話ですね軽量開閉器防護対策施設とかあってですね、ですから原子炉建屋といえば総称っていうのはもう間違いないところで、附属棟についても登場しています。ちょっと資料の中で、
1:12:15	創傷故障という角どうするのかってちょっと考えたいと思います。以上です。
1:12:20	はい。お願いします。私もミヤモトですけど刀禰竜巻のところのところ、
1:12:25	ちょっと待つてね。
1:12:41	133 ページからしたので、
1:12:44	今回の放射文字改造により対象設備の設置場所が原子炉建屋内部から、
1:12:52	内部から変更がないため、
1:12:56	原子炉建屋及び防護体制に防護する。
1:13:00	方針に変更がなくての数、
1:13:03	だからその原子炉建屋と言えばこれをこれでいいってことか、そういうことで
1:13:12	変わりました。そういうこと。
1:13:16	今ここで言われ、言わんでしょうけど、ちょっと気にしてるのはそのALCパネルとかの部分ってのは別の申請であるので、
1:13:24	基本的にもともと守るべきものの防護対策をしてるところは、今回の工認では特に書いてなくて、他
1:13:34	竜巻対象で、補強したところの中でこう動くだけなのでこの辺には原子炉建屋って総称で読んで、そこの変更がないという意味でこの文章が書かれてるってそういう理解でいいですかね。
1:13:47	原燃の高林でございますご理解で結構でございます。
1:13:52	はい、わかりました。私は以上ですはい。
1:14:08	そうですね。
1:14:11	ええ。
1:14:14	そうですね種、
1:14:16	主たる説明をしたいところとする。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:20	では、
1:14:22	と。
1:14:24	モニターの機能の方で、例えば 35 条。
1:14:28	安全保護装置。
1:14:31	右下 8 ページ。
1:14:41	はい。
1:14:46	あと、こちらは計測制御対象施設の区分ということで、その対象条文ということで安全保護装置を
1:15:05	中身としてははい。
1:15:08	と思います。
1:15:10	先生をつけください。
1:15:12	はい。8 ページ、第 35 条安全保護装置についてですけれども、
1:15:17	今回の放射線モニターの改造を踏まえた安全保護装置に関する設計への影響を確認する必要がありますが、原子炉建屋ガス処理系を自動的に作動させる安全保護装置の機能に変更がなく、
1:15:30	既工事計画において確認された設計を変更するものではございません。
1:15:34	また、安全保護装置に関する基本設計方針についても変更がないことから、審査対象条文とはならない。
1:15:42	整理をしてございます。こちら添付書類 9 になります。
1:16:01	はい。
1:16:02	こちら、
1:16:03	第 35 条安全保護装置ということで
1:16:07	基準適合性の確認範囲ということで、①安全保護装置の機能について、
1:16:13	安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合、または地震の発生により、発電用原子炉の運転に支障が生じる場合において、その異常な状態を検知し、
1:16:25	原子炉緊急停止で、
1:16:27	その他系統と合わせて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとするとともに、設計基準、
1:16:37	事故が発生する場合において、その異常の状態を検知し、
1:16:41	原子炉緊急停止系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とすることを記載していると、ということでこちらについては、5-1-5-3、
1:16:51	及び 5-1-5-4、こちらを用いて確認いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:56	②不正アクセス行為等の被害について、被害の防止についてと
1:17:06	外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離外部ネットワークからの
1:17:18	遠隔操作防止、及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び
1:17:22	電氣的アクセスの制限を設け、システムの据えつけ更新、
1:17:28	試験報酬等で承認されていないものの操作及びウイルス等の侵入を防
1:17:35	止する措置を講じることで、
1:17:43	不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせ
1:17:47	ず、
1:17:54	または使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設
1:18:03	計とすることを記載しているということでこちらについては5-1-5。
1:18:12	1-5-1、こちらを用いて確認をいたします。
1:18:25	各経485ページ、確認結果でございます。
1:18:31	2ポツ確認結果、確認図書の方、1-5-1-5-3及び5-1-5-4、こ
1:18:44	ちらにおいて
1:18:55	原子炉建屋が処理系の作動回路及び起動信号の設定値に変更がない
1:19:06	ことを確認いたしました。
1:19:09	5-1-5-1、計測装置の校正に関する説明書並びに計測範囲及び警
1:19:19	報動作範囲に関する説明書ということでこちらにおいて不正アクセス行
1:19:26	為等に、
1:19:38	の被害を防止する設計に変更がないことを確認してございます。
1:19:39	486ページとしてまとめということで今回の改造においについて、原子炉
	建屋が処理系を自動的に作動させる安全保護装置の構成に変更がない
	ことを確認しました。
	安全保護装置に要求される機能に変更がないため、既工事計画で確
	認された技術基準の適合性に影響を与えません。
	既工事計画で確認された設計を変更するものではございません。また、
	安全保護装置に関する基本設計方針についても変更がないことから、
	審査対象条文とはならないと。
	ということで整理をしてございます。
	35条のご説明は以上となります。
	はい。規制庁の尾野です確認事項ありますか。
	はい。確認事項はございません。
	はい。
	全体を通して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:41	浜野さん何かございますか。
1:19:47	すみません、天田です。ちょっと1点確認させてください。
1:19:55	すみません。ちょっと出たり入ったりで、すでに確認があるかもしれませんが、
1:20:04	土肥茅根、念のためなんですけど、
1:20:07	当市の
1:20:09	4 ページの(1)で継続。
1:20:13	営業系統施設あって各条文の
1:20:16	要否が整理されていて、
1:20:20	例えば6 ページ、ごめんなさい。
1:20:26	9 ページの40 条原子炉格納施設数は×になっていると。10 ページの(2)は、今度は放射線管理施設として、
1:20:35	各条文の、
1:20:37	要否を判断されて、
1:20:40	14 ページの44 条で原子炉格納施設×になってると。
1:20:45	ということなんですけど。
1:20:49	設置許可の方では32 条で、SGTTSに関連して、関連性があるという整理をされていて、
1:20:58	ちょっとその、
1:21:01	(1)(2)の施設通だけで十分なのかとか、
1:21:06	44 条の関連性として、
1:21:09	変更。
1:21:11	関連もあるんだけど変更なしという説明になるというのは、
1:21:17	どこかしら出てくるのではないかと思うんですけど、その辺りちょっと教えていただけますでしょうか。
1:21:26	はい。日本原電の高林でございます。40 条、原子炉格納施設についてですけれども、今回この補足1におきましては、本日の
1:21:37	ヒアリングの冒頭で、ちょっと一つ、ご説明というか、お断りしたところでございます、今回このモニター単独くうの機能というところで、
1:21:49	整理をしてございまして、その中で、原子炉格納施設について、バツとしているところがございますけれども、
1:22:00	現時点私どもの判断といたしましては、この原子炉格納施設として、換気系に対する要求があるのは、
1:22:11	認識してございますが、
1:22:14	それはあくまでその間換気機能というかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:19	そちらの、
1:22:20	機能を、
1:22:23	関係としての機能というところで、直接的にこの放射線モニターの機能、
1:22:31	というところで直接的に関係スルー内容ではないという判断で現時点でバツということで、付けさせていただいてるんですが、ご指摘いただいたところについて
1:22:45	ちょっとこの点社内持ち帰り再度、一応調整を図った上で、改めて回答させていただきたいと考えてございます。
1:22:54	以上です。
1:23:17	原電の小林です。
1:23:20	今天野さんからのご指摘も、ごめんなさいちょっと、ちょっとミュート解除し忘れてました。申し訳ないです。
1:23:29	衛藤。
1:23:30	あくまでへん人なので、
1:23:34	変更する本文事項に対して関連する禁忌認可の部分で、関連するところに変更が、
1:23:44	ないことが確認される必要があるということなので今の
1:23:49	回答を、に沿って、再確認していただければと思います。私からは以上です。
1:23:57	現在 5 社ございます。
1:23:59	再確認して、必要なところは、修正をして、再度ご説明ということを考えております。以上です。
1:24:15	規制庁の片桐衛藤先ほどちょっと水の話があって溢水高さとかの話もあったんですけども被水とか蒸気影響とかもし見ているんであればそこから辺の影響もないってということもあわせて示していただきたいと思います。
1:24:30	あともう 1 点
1:24:33	先ほどの説明があった補足、
1:24:39	何でしょう、5 番でしたっけ、ほぼの資料の、
1:24:44	エレベーションの記載の間違いがあって、直すってところの話なんですけど。
1:24:51	8 ページに経産省の抜粋があって、
1:24:58	ここに間違った値が書いてて保守的にやってるから結果は変わらないってことなんですけど、これ経産省自体は、
1:25:07	このまま。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:09	ということなんでしょうか。
1:25:15	日本原電の高林でございます。
1:25:18	ですね、経産省自体につきましてはそうですねここ、記載運適正化は、
1:25:27	行いたいと思います。はい。規制庁の川岸良子とcの3月1日の資料だと、何か機構に野間みたいな記載があるのでもし適正化するのであればそこはちょっと検討をお願いします。
1:25:39	はい。示し方については再度検討いたします。私から以上です。
1:25:50	はい。規制庁の宇野です。それでは、衛藤。
1:25:56	日本原燃さんの方から何か確認事項ございますでしょうか。
1:26:01	発電所さんの方は大丈夫ですか。
1:26:07	はい、発電所です。こちらは特段、はい。ご意見はございません。
1:26:12	はい、規制庁のでそれでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:26:20	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。